

目次

第一編 総則（第一条）
第一章 裁判所の管轄（第二条—第十九条）
第二章 裁判所職員の除斥及び忌避（第二十条—第二十六条）
第三章 訴訟能力（第二十七条—第二十九条）
第四章 弁護及び補佐（第三十条—第四十二条）
第五章 裁判（第四十三条—第四十六条）
第六章 書類及び送達（第四十七条—第五十四条）
第七章 期間（第五十五条・第五十六条）
第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留（第五十七条—第九十八条の二十四）
第九章 押収及び捜索（第九十九条—第一百二十七条）
第十章 検証（第一百二十八条—第一百四十二条）
第十一章 証人尋問（第一百四十三条—第一百六十四条）
第十二章 鑑定（第一百六十五条—第一百七十四条）
第十三章 通訳及び翻訳（第一百七十五条—第一百七十八条）
第十四章 証拠保全（第一百七十九条・第一百八十一条）
第十五章 訴訟費用（第一百八十一条—第一百八十八条）
第十六章 費用の補償（第一百八十八条の二—第一百八十八条の七）
第二編 第一審
第一章 捜査（第一百八十九条—第一百四十六条）
第二章 公訴（第一百四十七条—第二百七十条）
第三章 公判
第一節 公判準備及び公判手続（第二百七十二条—第三百十六条）
第二節 爭点及び証拠の整理手続
第一款 公判前整理手続
第一目 通則（第三百十六条の二—第三百十六条の十二）
第二目 爭点及び証拠の整理（第三百十六条の十三—第三百十六条の二十四）
第三目 証拠開示に関する裁定（第三百十六条の二十五—第三百十六条の二十七）
第二款 期日間整理手続（第三百十六条の二十八）
第三款 公判手続の特例（第三百十六条の二十九—第三百十六条の三十二）
第三節 被害者参加（第三百十六条の三十三—第三百十六条の三十九）
第四節 証拠（第三百一十七条—第三百二十八条）
第五節 公判の裁判（第三百二十九条—第三百五十条）
第四章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意
第一節 合意及び協議の手続（第三百五十条の二—第三百五十条の六）
第二節 公判手続の特例（第三百五十条の七—第三百五十条の九）
第三節 合意の終了（第三百五十条の十一—第三百五十条の十二）
第四節 合意の履行の確保（第三百五十条の十三—第三百五十条の十五）
第五章 即決裁判手続
第一節 即決裁判手続の申立て（第三百五十条の十六—第三百五十条の十七）
第二節 公判準備及び公判手続の特例（第三百五十条の十八—第三百五十条の二十六）
第三節 証拠の特例（第三百五十条の二十七）
第四節 公判の裁判の特例（第三百五十条の二十八・第三百五十条の二十九）
第三編 上訴
第一節 裁判所の管轄（第二条—第十九条）
第二節 上告（第四百五十五条—第四百八十八条）
第三節 抗告（第四百五十九条—第四百三十四条）
第四節 再審（第四百三十五条—第四百五十三条）
第五節 非常上告（第四百五十四条—第四百六十条）
第六節 略式手続（第四百六十一条—第四百七十条）
第七節 裁判の執行
第一章 裁判の執行の手続（第四百七十七条—第五百六条）
第二章 裁判の執行に関する調査（第五百七条—第五百六十六条）
附則

第一章 通則（第三百五十五条—第三百七十二条）
第二章 控訴（第三百五十二条—第四百四条）
第三章 上告（第四百五十五条—第四百八十八条）
第四章 抗告（第四百五十九条—第四百三十四条）
第五章 再審（第四百三十五条—第四百五十三条）
第六章 略式手続（第四百六十一条—第四百七十条）
第七章 裁判の執行
第一章 裁判の執行の手続（第四百七十七条—第五百六条）
第二章 裁判の執行に関する調査（第五百七条—第五百六十六条）
附則
第一編 総則
第一条 この法律は、刑事案件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。
第二章 裁判所の管轄
第一条 裁判所の土地管轄は、犯罪地又は被告人の住所、居所若しくは現在地による。
第二条 国外に在る日本船舶内で犯した罪については、前項に規定する地の外、その船舶の船籍の所在地又は犯罪後その船舶の寄泊した地による。
第三条 国外に在る日本航空機内で犯した罪については、第一項に規定する地の外、犯罪後その航空機の着陸（着水を含む。）した地による。
第四条 事物管轄を異にする数個の事件が関連するときは、上級の裁判所は、併せてこれを管轄することができる。
第五条 数個の関連事件が別に上級の裁判所及び下級の裁判所に係属するときは、事物管轄にかかわらず、上級の裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判することができる。
第六条 高等裁判所の特別権限に属する事件と他の事件とが関連するときは、高等裁判所は、併せて審判することを必要としないものがあるときは、上級の裁判所は、決定で管轄権を有する下級の裁判所にこれを移送することができる。
第七条 高等裁判所の特別権限に属する事件が高等裁判所に係属し、これと関連する事件が下級の裁判所に係属するときは、高等裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判することができる。
第八条 高等裁判所の特別権限に属する事件が高等裁判所に係属するときは、一個の事件につき管轄権を有する他の裁判所に併せて他の事件を管轄することができる。但し、他の法律の規定により特定の裁判所の管轄に属する事件は、これを管轄することができない。
第九条 土地管轄を異にする数個の関連事件が同一裁判所に係属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、その裁判所は、決定で管轄権を有する他の裁判所にこれを移送することができる。
第十条 数個の関連事件が各別に事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、各裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定でこれを一の裁判所に併合することができる。
第十一条 前項の場合において各裁判所の決定が一致しないときは、各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で事件を一の裁判所に併合することができる。
第十二条 一人が数罪を犯したとき。
第十三条 数人が共に同一又は別個の罪を犯したとき。

犯人蔵匿の罪、証憑湮滅の罪、偽証の罪、虚偽の鑑定通訳の罪及び贓物に関する罪とその本犯の罪とは、共に犯したもののみならず。

第十一条 同一事件が事物管轄を異にする数個の裁判所に係属するときは、上級の裁判所が、これを審判する。

第十二条 同一事件が事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、最初に公訴を受けた裁判所が、これを審判する。

各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で管轄権を有する下級の裁判所にその事件を審判させることができる。

第十三条 裁判所は、事件を審判させることができる。

第十四条 裁判所は、事件発見のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

前項の規定は、受命裁判官にこれを准用する。

第十五条 検察官は、左の場合には、関係のある第一審裁判所に共通する直近上級の裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

一 裁判所の管轄区域が明らかでないため管轄裁判所が定まらないとき。

二 管轄違を言い渡した裁判が確定した事件について他に管轄裁判所がないとき。

第十六条 法律による管轄裁判所がないとき、又はこれを知ることができないときは、検事総長は、最高裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

第十七条 検察官は、左の場合には、直近上級の裁判所に管轄移転の請求をしなければならない。

一 管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行なうことができないとき。

二 地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができない虞があるとき。

前項各号の場合には、被告人も管轄移転の請求をすることができる。

第十八条 犯罪の性質、地方の民心その他の事情により管轄裁判所が審判をするときは公安を害する虞があると認める場合には、検事総長は、最高裁判所に管轄移転の請求をしなければならない。

第十九条 裁判所は、適当と認めるときは、検察官若しくは被告人の請求により又は職権で、決定を以て、その管轄に属する事件を事物管轄を同じくする他の管轄裁判所に移送することができる。

移送の決定は、被告事件につき証拠調査を開始した後は、これをすることができない。

移送の決定又は移送の請求を却下する決定に対しては、その決定により著しく利益を害される場合に限り、その事由を疎明して、即時抗告ができる。

第二十条 裁判官は、次に掲げる場合には、職務の執行から除外される。

一 裁判官が被害者であるとき。

二 裁判官が被告人又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。

三 裁判官が被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 裁判官が事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人となつたとき。

六 裁判官が事件について検察官又は司法警察員の職務を行つたとき。

七 裁判官が事件について第二百六十六条规定の決定、略式命令、前審の裁判、第三百九十八条乃至第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送さ

れた場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに関与したとき。ただし、受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

第二十一条 裁判官が職務の執行から除外されなければならないときは、検察官又は被告人は、これを忌避する。

弁護人は、被告人のため忌避の申立てをすることができる。但し、被告人の明示した意思に反することはできない。

第二十二条 事件について請求又は陳述をした後には、不公平な裁判をする虞があるときは、検察官又は被告人は、これを忌避することができる。

裁判官を忌避することはできない。但し、忌避の原因があることを知らないたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

第二十三条 合議体の構成員である裁判官が忌避されたときは、その裁判官所属の裁判所が、決定をしなければならない。この場合において、その裁判所が地方裁判所であるときは、合議体で決定をしなければならない。

地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所の裁判官が忌避されたときはその裁判官所属の裁判所が、簡易裁判所の裁判官が忌避されたときは管轄地方裁判所が、合議体で決定をしなければならない。ただし、忌避された裁判官が忌避の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

忌避された裁判官は、前二項の決定に関与することができない。

裁判所が忌避された裁判官の退去により決定をすることができないときは、直近上級の裁判所が、決定をしなければならない。

第二十四条 訴訟を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立ては、決定でこれを却下しなければならない。この場合には、前条第三項の規定を適用しない。第二十二条の規定に違反し、又は裁判所の規則で定める手続に違反してされた忌避の申立てを却下する場合も、同様である。

前項の場合には、忌避された受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第二十五条 忌避の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二十六条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしなければならない。但し、第二十四条第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第三章 訴訟能力

第二十七条 被告人又は被疑者が法人であるときは、その代表者が、訴訟行為についてこれを代表する。

数人が共同して法人を代表する場合にも、訴訟行為については、各自が、これを代表する。

第二十八条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十九条又は第四十一条の規定を適用しない罪に当たる事件について、被告人又は被疑者が意思能力を有しないときは、その法定代理人(二人以上あるときは、各自。以下同じ。)が、訴訟行為についてこれを代理する。

第二十九条 前二条の規定により被告人を代表し、又は代理する者がないときは、検察官の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

前二条の規定により被疑者を代表し、又は代理する者がない場合において、検察官、司法警察員又は利害関係人の請求があつたときも、前項と同様である。

特別代理人は、被告人又は被疑者を代表し又は代理して訴訟行為をする者ができるまで、その任務を行う。

第四章 弁護及び補佐

第三十条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる。

被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

簡易裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護人を選任することができる。ただし、地方裁判所においては、他に弁護士の中から選任された弁護人がある場合に限る。

第三十一条の二 弁護人を選任しようとする被告人又は被疑者は、弁護士会に対し、弁護人の選任の申出をすることができる。

弁護士会は、前項の申出を受けた場合は、速やかに、所属する弁護士の中から弁護人となろうとする者を紹介しなければならない。

弁護士会は、前項の弁護人となろうとする者がないときは、当該申出をした者に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。同項の規定により紹介した弁護士が被告人又は被疑者がした弁護人の選任の申込みを拒んだときは、同様とする。

第三十二条 公訴の提起後ににおける弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。

第三十三条 被告人に数人の弁護人があるときは、審級ごとにこれをしなければならない。

第三十四条 前条の規定による主任弁護人の選任は、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならぬ。

第三十五条 裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる。但し、被告人の弁護人については、特別の事情のあるときに限る。

第三十六条 被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。但し、被告人以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第三十六条の二 この法律により弁護人を要する場合を除いて、被告人が前条の請求をするには、資力申告書（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額（以下「資力」という。）及びその内訳を申告する書面をいう。以下同じ。）を提出しなければならない。

第三十六条の三 この法律により弁護人を要する場合を除いて、その資力が基準額（標準的な必要生計費を勘案して一般に弁護人の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。以下同じ。）以上である被告人が第三十六条の請求をするには、あらかじめ、その請求をする裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に第三十一条の二第一項の申出をしていなければならない。

前項の規定により第三十一条の二第一項の申出を受けた弁護士会は、同条第三項の規定による通知をしたときは、前項の地方裁判所又は当該被告事件が係属する裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

第三十七条 左の場合に被告人に弁護人がないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

一 被告人が未成年者であるとき。

二 被告人が年齢七十年以上の者であるとき。

三 被告人が耳の聞えない者又は口のきけない者であるとき。

四 被告人が心神喪失者又は心神耗弱者である疑があるとき。

五 その他必要と認めるとき。

第三十七条の二 被疑者に対して勾留状が発せられており、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならない。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

前項の請求は、勾留を請求された被疑者も、これをることができる。

第三十七条の三 前条第一項の請求をするには、資力申告書を提出しなければならない。

その資力が基準額以上である被疑者が前条第一項の請求をするには、あらかじめ、その勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に第三十一条の二第一項の申出をしていなければならない。

前項の規定により第三十一条の二第一項の申出を受けた弁護士会は、同条第三項の規定による通知をしたときは、前項の地方裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

第三十七条の四 裁判官は、被疑者に対して勾留状が発せられ、かつ、これに弁護人がない場合において、精神上の障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者について必要があると認めるときは、職権で弁護人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十七条の五 裁判官は、死刑又は無期拘禁刑に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前項の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるとときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十八条 この法律の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付すべき弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

前項の規定により選任された弁護人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

第三十八条の二 裁判官による弁護人の選任は、被疑者がその選任に係る事件について釈放されたときは、その効力を失う。ただし、その釈放が勾留の執行停止によるときは、この限りでない。

第三十八条の三 裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付した弁護人を解任することができる。

一 第三十条の規定により弁護人が選任されたことその他の事由により弁護人を付する必要がなくなりたとき。

二 被告人と弁護人との利益が相反する状況にあり弁護人にその職務を継続させることができないとき。

三 心身の故障その他の事由により、弁護人が職務を行うことができず、又は職務を行うことが困難となつたとき。

四 弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができないとき。

五 弁護人に対する暴行、脅迫その他の被告人の責めに帰すべき事由により弁護人にその職務を継続させることができないとき。

弁護人を解任するには、あらかじめ、その意見を聽かなければならない。

弁護人を解任するに当たっては、被告人の権利を不当に制限することがないようにしなければならない。

公訴の提起前は、裁判官が付した弁護人の解任は、裁判官がこれを行ふ。この場合においては、前三項の規定を準用する。

第三十八条の四 裁判所又は裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載のある資力申告書を提出した者は、十万円以下の過料に処する。

第三十九条 身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができない者の依頼により弁護人となろうとする者（弁護士でない者にあつては、第三十一条第二項の許可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。

前項の接見又は授受については、法令（裁判所の規則を含む。以下同じ。）で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。

検察官、検察事務官又は司法警察職員（司法警察員及び司法巡査をいう。以下同じ。）は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に関して、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。

第四十条 弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。

前項の規定にかかわらず、第百五十七条の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

第四十一条 弁護人は、この法律に特別の定のある場合に限り、独立して訴訟行為をすることができる。

第四十二条 被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、何時でも補佐人となることができる。

第四十三条 判決は、この法律に特別の定のある場合を除いては、口頭弁論に基いてこれをしなければならない。

判決又は命令は、口頭弁論に基いてこれをすることを要しない。

前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

第四十四条 裁判には、理由を附しなければならない。

上訴を許さない決定又は命令には、理由を附することができる。

前項の規定により異議の申立をすることができる決定については、この限りでない。

第四十五条 判決以外の裁判は、当事者が一人でこれをすることはできる。

第四十六条 被告人の其他訴訟関係人は、自己の費用で、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求することができる。

第六章 書類及び送達

第四十七条 訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。

公判調書には、裁判所の規則の定めるところにより、公判期日における審判に関する重要な事項を記載しなければならない。

公判調書は、各公判期日後速かに、遅くとも判決を宣告するまでにこれを整理しなければならない。ただし、判決を宣告する公判期日の調書は当該公判期日後七日以内に、公判期日から判決を宣告する日までの期間が十日に満たない場合における当該公判期日の調書は当該公判期日後七日以内に、整理すれば足りる。

第四十八条 被告人に弁護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、これを閲覧することができる。被告人は、読むことができないと、又は目の見えないとときは、公判調書の朗読を求めることができる。

第四十九条 公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日ににおける証人の供述の要旨を告げなければならない。この場合において、請求をした検察官、被告人又は弁護人が証人の供述の要旨の正確性につき異議を申し立てたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

被告人及び弁護人の出頭なくして開廷した公判期日の公判調書が、次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、次回の公判期日において又はその期日までに、出頭した被告人又は弁護人に前回の公判期日における審理に関する重要な事項を告げなければならない。

第五十二条 公判期日における訴訟手続で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこそ整理された調書については、整理ができた日から十四日以内にこれをすることができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察官の事務に支障のあるときは、この限りでない。

第五十三条 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができない。

訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については、別に法律でこれを定める。

第五十四条 訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章第四節の規定は、適用しない。

訴訟に関する書類については、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二章の規定は、適用しない。この場合において、訴訟に関する書類についての同法第四章の規定の適用については、同法第十四条第一項中「国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）」とあり、及び同法第十六条第一項第三号中「国の機関（行政機関を除く。）」とあるのは、「国機関」とする。

押収物については、公文書等の管理に関する法律の規定は、適用しない。

第五十五条 期間の計算については、時で計算するものは、即時からこれを起算し、日、月又は年で計算するものは、初日を算入しない。但し、時効期間の初日は、時間を論じないで一日としてこれを計算する。

月及び年は、暦に従つてこれを計算する。

期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十日までの日に当たるとときは、これを期間に算入しない。ただし、時効期間については、この限りでない。

第五十六条 法定期間は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟行為をすべき者の住居又は事務所の所在地と裁判所又は検察官の所在地との距離及び交通通信の便否に従い、これを延長することができる。

前項の規定は、宣告した裁判に対する上訴の提起期間には、これを適用しない。

第五十七条 裁判所は、裁判所の規則で定める相当の猶予期間を置いて、被告人を召喚することができる。

第五十八条 裁判所は、次の場合には、被告人を勾引することができる。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は応じないおそれがあるとき。

第五十九条 勾引した被告人は、裁判所に引致した時から二十四時間以内にこれを釈放しなければならない。但し、その時間内に勾留状が発せられたときは、この限りでない。

第六十条 裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるときは、これを勾留することができる。

一 被告人が定まつた住居を有しないとき。

二 被告人が罪証を隠滅するに足りる相当な理由があるとき。

三 被告人が逃亡又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

勾留の期間は、公訴の提起があつた日から二箇月とする。特に継続の必要がある場合においては、具体的にその理由を附した決定で、一箇月ごとにこれを更新することができる。但し、第八十九条第一号、第三号、第四号又は第六号にあたる場合を除いては、更新は、一回に限るものとする。

三十万円（刑法、暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）及び経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は料料に当たる事件については、被告人が定まつた住居を有しない場合に限り、第一項の規定を適用する。

第六十一条 被告人の勾留は、被告人に対し被告事件を告げこれに關する陳述を聴いた後でなければ、これをすることができない。但し、被告人が逃亡した場合は、この限りでない。

第六十二条 被告人の召喚、勾引又は勾留は、召喚状、勾引状又は勾留状を發してこれをしなければならない。

第六十三条 召喚状には、被告人の氏名及び住居、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは勾引状を發することがある旨その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四条 勾引状又は勾留状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき刑事施設、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

被告人の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被告人を特定するに足りる事項で被告人を指示することができる。

第六十五条 召喚状は、これを送達する。

被告人から期日に出頭する旨を記載した書面を差し出し、又は出頭した被告人に対し口頭で次回の出頭を命じたときは、召喚状を送達した場合と同一の効力を有する。口頭で出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。

裁判所に近接する刑事施設による被告人に対する通知としてこれを召喚することができる。この場合名する刑事施設の職員をいう。（以下同じ。）に通知してこれを召喚することができる。この場合には、被告人が刑事施設職員から通知を受けた時に召喚状の送達があつたものとみなす。

第六十六条 裁判所は、被告人の現在地の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に被告人の勾引を嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に転嘱することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

第六十七条 前条の場合には、勾引状を発しなければならない。

十四時間以内にその人違でないかどうかを取り調べなければならない。

被告人が人違でないときは、速やかに且つ直接これを指定された裁判所に送致しなければならない。この場合には、嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人を引致した時から二すべき期間を定めなければならない。

前項の場合には、第五十九条の期間は、被告人が指定された裁判所に到着した時からこれを起算する。

第六十八条 裁判所は、必要があるときは、指定の場所に被告人の出頭又は同行を命ずることができる。被告人が正当な理由がなくこれに応じないときは、その場所に勾引することができる。この場合には、第五十九条の期間は、被告人をその場所に引致した時からこれを起算する。

第六十九条 裁判長は、急速を要する場合には、第五十七条乃至第六十二条、第六十五条、第六十六条及び前条に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第七十条 勾引状又は勾留状は、検察官の指揮によつて、検察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、急速を要する場合には、裁判長、受命裁判官又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、その執行を指揮することができる。

刑事施設にいる被告人に対して発せられた勾留状は、検察官の指揮によつて、刑事施設職員がこれを執行する。

第七十二条 被告人の現在地が判らないときは、裁判長は、検事長にその捜査及び勾引状又は勾留状の執行を嘱託することができる。

嘱託を受けた検事長は、その管内の検察官に捜査及び勾引状又は勾留状の執行の手続をさせなければならない。

第七十三条 勾引状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに且つ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。第六十六条第四項の勾引状については、これを発した裁判官に引致しなければならない。

勾留状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された刑事施設に引致しなければならない。

勾引状又は勾留状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発せられてゐる旨を告げて、その執行をすることができる。但し、令状は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

第七十四条 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄りの刑事施設にこれを留置することができる。

第七十五条 勾引状の執行を受けた被告人を引致した場合において必要があるときは、これを刑事施設に留置することができる。

第七十六条 被告人を勾引したときは、直ちに被告人に対し、公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当つては、弁護士、弁護士法人（弁護士・外国法事務弁護士・同法人を含む。以下同じ。）又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

第一項の告知及び前項の教示は、合議体の構成員又は裁判所書記官にこれをさせることがある。

第六十六条第四項の規定により勾引状を発した場合には、第一項の告知及び第二項の教示は、その勾引状を発した裁判官がこれをしなければならない。ただし、裁判所書記官にその告知及び教示をさせることができる。

第七十七条 被告人を勾留するには、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができない旨を告げなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、勾留された被告人は弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

第六十一条ただし書の場合には、被告人を勾留した後直ちに、第一項に規定する事項及び公訴事実の要旨を告げるとともに、前項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

前条第三項の規定は、第一項の告知、第二項の教示並びに前項の告知及び教示についてこれを準用する。

第七十八条 勾引又は勾留された被告人は、裁判所又は刑事施設の長若しくはその代理者に弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

前項の申出を受けた裁判所又は刑事施設の長若しくはその代理者は、直ちに被告人の指定した弁護士、弁護士法人又は弁護士会にその旨を通知しなければならない。被告人が二人以上の弁護士又は二以上の弁護士法人若しくは弁護士会を指定して前項の申出をしたときは、そのうちの一人の弁護士又は一の弁護士法人若しくは弁護士会にこれを通知すれば足りる。

第七十九条 被告人を勾留したときは、直ちに弁護人にその旨を通知しなければならない。被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

第八十条 勾留されている被告人は、第三十九条第一項に規定する者以外の者とで、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により刑事施設に留置されている被告人も、同様である。

第八十一条 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と第三十九条第一項に規定する者以外の者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。但し、糧食の授受を禁じ、又はこれを差し押えることはできない。

第八十二条 勾留されている被告人は、裁判所に勾留の理由の開示を請求することができる。

勾留されている被告人の弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹その他利害関係人も、前項の請求をすることができる。

前二項の請求は、保釈・勾留の執行停止若しくは勾留の取消があつたときは、又は勾留状の効力が消滅したときは、その効力を失う。

第八十三条 勾留の理由の開示は、公開の法廷でこれをしなければならない。

法廷は、裁判官及び裁判所書記が列席してこれを聞く。

被告人及びその弁護人が出頭しないときは、開廷することはできない。但し、被告人の出頭については、被告人が病気その他やむを得ない事由によつて出頭することができず且つ被告人に異議がないとき、弁護人の出頭については、被告人に異議がないときは、この限りでない。

第八十四条 法廷においては、裁判長は、勾留の理由を告げなければならない。

前二項の請求は、保釈・勾留の執行停止若しくは勾留の取消があつたときは、又は勾留状の効力が消滅したときは、その効力を失う。

勾留の理由の開示は、公開の法廷でこれをしなければならない。

被告人及びその弁護人が出頭しないときは、開廷することはできない。但し、被告人の出頭については、被告人が病気その他やむを得ない事由によつて出頭することができず且つ被告人に異議がないとき、弁護人の出頭については、被告人に異議がないときは、この限りでない。

第八十五条 勾留の理由の開示は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

第八十六条 同一の勾留について第八十二条の請求が二以上ある場合には、勾留の理由の開示は、最初の請求についてこれを行う。その他の請求は、勾留の理由の開示が終つた後、決定でこれを却下しなければならない。

第八十七条 勾留の理由又は勾留の必要がなくなつたときは、裁判所は、検察官、勾留されている被告人若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消さなければならない。

第八十二条第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第八十八条 勾留されている被告人又はその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、保釈の請求をすることができる。

第八十二条第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第八十九条 保釈の請求があつたときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない。

一、被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たる罪を犯したものであるとき。

二、被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える拘禁刑に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。

三、被告人が常習として長期三年以上の拘禁刑に当たる罪を犯したものであるとき。

四、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

五、被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。

六、被告人の氏名又は住居が分からぬとき。

第九十条 裁判所は、保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受けた健康上、経済上、社会生活上又は防衛の準備上の不利益の程度その他の事情を考慮し、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。

第九十一条 勾留による拘禁が不当に長くなつたときは、裁判所は、第八十八条に規定する者の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消し、又は保釈を許さなければならない。

第八十二条第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第九十二条 裁判所は、保釈を許す決定又は保釈の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聽かなければならない。

検察官の請求による場合を除いて、勾留を取り消す決定をするときも、前項と同様である。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

第九十三条 保釈を許す場合には、保証金額を定めなければならない。

保証金額は、犯罪の性質及び情状、証拠の説明力並びに被告人の性格及び資産を考慮して、被告人の出頭を保証するに足りる相当な金額でなければならない。

保釈を許す場合には、被告人の住居を制限し、その他適当と認める条件を付することができます。

前項の期間は、被告人の生活の状況その他の事情を考慮して指定する。

第四項の許可をする場合には、同項の住居を離れることを必要とする理由その他の事情を考慮して、当該住居を離れることができる期間を指定しなければならない。

裁判所は、必要と認めるときは、前項の期間を延長することができる。

裁判所は、第四項の許可を受けた被告人について、同項の住居を離れることができる期間として指定された期間の終期まで当該住居を離れる必要がなくなつたと認めるときは、当該期間を縮縮することができる。

裁判所は、第四項の許可を受けた被告人について、同項の住居を離れることができる期間としめて指定された期間の終期まで当該住居を離れる必要がなくなつたと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

第九十四条 保釈を許す決定は、保証金の納付があつた後でなければ、これを執行することができる。

裁判所は、保釈請求者でない者に保証金を納めることを許すことができる。

裁判所は、有価証券又は裁判所の適当と認める被告人以外の者の差し出した保証書を以て保証金に代えることを許すことができる。

第九十五条 裁判所は、適當と認めるときは、決定で、勾留されている被告人を親族、保護団体その他の者に委託し、又は被告人の住居を制限して、勾留の執行を停止することができる。この場合においては、適當と認める条件を付することができます。

前項前段の決定をする場合には、勾留の執行停止をする期間を指定することができる。

前項の期間を指定するに当たつては、その終期を日時をもつて指定するとともに、当該日時に出頭すべき場所を指定しなければならない。裁判所は、必要と認めるときは、第一項の期間を延長することができる。この場合においては、前項の規定により保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で、保証金の全部又は一部を没収することができる。

前項の規定により保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で、保証金の全部又は一部を没収する場合に、勾留の執行停止をされた被告人について、当該期間の終期として指定された日時まで勾留の執行停止を継続する必要がなくなつたと認めるときは、当該期間を短縮することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

第九十三条第四項から第八項までの規定は、第一項前段の規定により被告人の住居を制限する場合について準用する。

第九十五条の二 期間を指定されて勾留の執行停止をされた被告人について、当該期間の終期として指定された日時に、出頭すべき場所として指定された場所に出頭しないときは、当該期間を短縮する。

第九十三条第四項から第八項までの規定は、第一項前段の規定により被告人の住居を制限する場合について準用する。

第九十五条の三 期間を指定されて勾留の執行停止をされた被告人が、正当な理由がなく、当該期間の終期として指定された日時に、出頭すべき場所として指定された場所に出頭しないときは、当該期間を短縮する。

第九十五条の三 裁判所の許可を受けないで指定された期間を超えて制限された住居を離れてはならない旨の条件を付されて保釈又は勾留の執行停止をされた被告人が、当該条件に係る住居を離れ、当該許可を受けないで、正当な理由がなく、当該期間を超えて当該住居に帰着しないときは、一年以下の拘禁刑に処する。

前項の被告人が、裁判所の許可を受けて同項の住居を離れ、正当な理由がなく、当該住居を離れることができる期間として指定された期間を超えて当該住居に帰着しないときも、同項と同様とする。

第九十五条の四 裁判所は、被告人の逃亡を防止し、又は公判期日への出頭を確保するため必要があると認めるときは、保釈を許す決定又は第九十五条第一項前段の決定を受けた被告人に対し、その住居、労働又は通学の状況、身分関係その他のその変更が被告人が逃亡すると疑うに足りる相当な理由の有無の判断に影響を及ぼす生活上又は身分上の事項として裁判所の定めるものについて、次に掲げるところに従つて報告をすることを命ずることができる。

一 裁判所の指定する時期に、当該時期における当該事項について報告をすること。
二 当該事項に変更が生じたときは、速やかに、その変更の内容について報告をすること。

裁判所は、前項の場合において、必要と認めるときは、同項の被告人に對し、同項の規定による報告を裁判所の指定する日時及び場所に出頭してすることを命ずることができる。

裁判所は、第一項の規定による報告があつたときはその旨及びその報告の内容を、同項（第一号に係る部分に限る）の規定による報告がなかつたときは同項（第二号に係る部分に限る）の規定による報告がなかつたことを知つたときはその旨及びその状況を、それぞれ速やかに検察官に通知しなければならない。

第九十六条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、検察官の請求により、又は職権で、決定で、保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

一 被告人が、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき。
二 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

三 被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
四 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとしたとき、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。

五 被告人が、正当な理由がなく前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと前項の規定により保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で、保証金の全部又は一部を没収することができる。

六 被告人が住居の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき。
七 被告人が、正当な理由がなく前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき、又は逃亡したときも、前項と同様とする。

拘禁刑以上の刑に処する判決（拘禁刑の全部の執行猶予の言渡しをしないものに限る。以下同じ。）の宣告を受けた後、保釈又は勾留の執行停止をされている被告人が逃亡したときは、裁判所は、検察官の請求により、又は職権で、決定で、保釈又は勾留の執行停止を取り消さなければならない。

前項の規定により保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で、保証金の全部又は一部を没収しなければならない。

保釈を取り消された者が、第九十八条の一の規定による命令を受け正当な理由がなく出頭しない場合又は逃亡した場合において、その者が拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者であるときは、裁判所は、決定で、保証金の全部又は一部を没収しなければならない。ただし、第四項の規定により保釈を取り消された者が逃亡したときは、この限りでない。

保釈された者が、拘禁刑以上の刑に処する判決又は勾留に処する判決の宣告を受けた後、第三百四十三条の二（第四百四条（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令を受け正當な理由がなく出頭しないとき又は逃亡したとき（保釈されている場合及び保釈を取り消された後、逃亡した場合を除く。）は、検察官の請求により又は職権で、刑の執行のため呼出しを受け正當な理由がなく出頭しないときは、検察官の請求により、決定で、保証金の全部又は一部を没収しなければならない。

第九十七条 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないものについて、勾留の期間を更新し、勾留を取り消し、又は保釈若しくは勾留の執行停止をし、若しくはこれを取り消すべき裁判所は、原裁判所が、その決定をしなければならない。

上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて前項の決定をすべき裁判所は、裁判所の規則の定めるところによる。

前二項の規定は、勾留の理由の開示をすべき場合にこれを準用する。

第九十八条 保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定があつたときは、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員は、検察官の指揮により、勾留状の謄本及び保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定の謄本又は期間を指定した勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してこれを刑事施設に収容しなければならない。

前項の書面を手持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、検察官の指揮により、被告人に對し保釈若しくは勾留の執行停止が取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて、これを刑事施設に収容することができる。ただし、その書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

第七十七条の規定は、前二項の規定による収容についてこれを準用する。

第九十八条の二 檢察官は、保釈又は勾留の執行停止を取り消す決定があつた場合において、被告人が刑事施設に収容されていないときは、被告人に對し、指定する日時及び場所に出頭することを命ずることができる。

裁判所は、前項の同意を得るに当たつては、あらかじめ、監督者として選任する者に対し、次項及び第四項に規定する監督者の責務並びに第九十八条の八第二項、第九十八条の十一及び第十九十八条の十八第三項の規定による監督保証金の没取の制度を理解させるために必要な事項を説明しなければならない。

裁判所は、前項の同意を得るに当たつては、あらかじめ、監督者として選任する者に対し、次項及び第四項に規定する監督者の責務並びに第九十八条の八第二項、第九十八条の十一及び第十九十八条の十八第三項の規定による監督保証金の没取の制度を理解させるために必要な事項を説明しなければならない。

監督者は、被告人の逃亡を防止し、及び公判期日への出頭を確保するために必要な監督をするものとする。

裁判所は、監督者に對し、次の各号に掲げる事項のいずれか又は全てを命ずるものとする。

一 被告人が召喚を受けたときその他この法律又は他の法律の規定により被告人が出頭しなければならないときは、その出頭すべき日時及び場所に、被告人と共に出頭すること。

二 被告人の住居、労働又は通学の状況、身分関係その他のその変更が被告人が逃亡すると疑うに足りる相当の理由の有無の判断に影響を及ぼす生活上又は身分上の事項として裁判所の定めるものについて、次に掲げるところに従つて報告をすること。

イ 裁判所の指定する時期における当該事項について報告をすること。

ロ 当該事項に変更が生じたときは、速やかに、その変更の内容について報告をすること。

第九十八条の五 監督者を選任する場合には、監督保証金額を定めなければならない。

監督保証金額は、監督者として選任する者の資産及び被告人との関係その他の事情を考慮して、前条第四項の規定により命ずる事項及び被告人の出頭を保証するに足りる相当な金額でなければならぬ。

第九十八条の六 監督者を選任した場合には、保釈を許す決定は、第九十四条第一項の規定にかかるわらず、保証金及び監督保証金の納付があつた後でなければ、執行することができない。

監督者を選任した場合には、第九十五条第一項前段の決定は、監督保証金の納付があつた後でなければ、執行することができない。

第九十四条 第二項及び第三項の規定は、監督保証金の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「保釈請求者でない者」とあるのは「監督者でない者（被告人を除く。）」と、同条第三項中「被告人」とあるのは「被告人及び監督者」と読み替えるものとする。

第九十八条の七 裁判所は、監督者を選任した場合において、被告人の召喚がされたときその他二の法律又は他の法律の規定により被告人が指定の日時及び場所に出頭しなければならないこととされたときは、速やかに、監督者に対し、その旨並びに当該日時及び場所を通知しなければならない。

裁判所は、第九十八条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定による出頭があつたときはその旨を、同項（第二号に係る部分に限る。）の規定による報告があつたときはその旨及びその報告の内容を、同項（第一号に係る部分に限る。）の規定による出頭若しくは同項（第二号に係る部分に限る。）の規定による報告がなかつたとき又は同項（第二号に係る部分に限る。）の規定による報告がなかつたことを知つたときはその旨及びその状況を、それぞれ速やかに検察官に通知しなければならない。

第九十八条の八 裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、監督者を解任することができる。

一 監督者が、正当な理由がなく、第九十八条の四第四項の規定により命ぜられたとき。

二 心身の故障その他の事由により、監督者が第九十八条の四第四項の規定により命ぜられた事項をすることができない状態になつたとき。

三 監督者から解任の申出があつたとき。

第九十九条 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定により監督者を解任する場合には、裁判所は、決定で、監督保証金の全部又は一部を没収することができる。

又は勾留の執行停止を取り消さなければならない。

裁判所は、前項に規定する場合において、相当と認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとることができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

一 被告人が保釈されている場合 新たに適当と認める者を監督者として選任し、又は保証金額を増額すること。

二 被告人が勾留の執行停止をされている場合 新たに適当と認める者を監督者として選任すること。

裁判所は、前項前段の規定により監督者を選任する場合には、監督保証金を納付すべき期限を指定しなければならない。

裁判所は、やむを得ない事由があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

裁判所は、第三項の期限までに監督保証金の納付がなかつたときは、監督者を解任しなければならない。

裁判所は、第二項前段（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定により監督者を選任する場合において、相当と認めるときは、保証金額を減額することができる。

裁判所は、第二項前段の規定により保証金額を増額する場合には、増額分の保証金を納付すべき期限を指定しなければならない。この場合においては、第四項の規定を準用する。

第九十四条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する場合における増額分の保証金の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「保釈請求者」とあるのは、「被告人」と読み替えるものとする。

裁判所は、第七項の期限までに増額分の保証金の納付がなかつたときは、決定で、保釈を取り消さなければならない。

第九十八条の十 被告人は、第九十八条の八第一項第二号に該当すること又は監督者が死亡したことを知つたときは、速やかに、その旨を裁判所に届け出なければならない。

裁判所は、前項の規定による届出がなかつたときは、検察官の請求により、又は職権で、決定で、保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

前項の規定により保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で、保証金の全部又は一部を没取することができる。

第九十八条の十一 監督者が選任されている場合において、第九十六条第一項（第一号、第二号及び第五号（第九十五条の四第二項の規定による出頭をしなかつたことにより適用される場合に限る。）に係る部分に限る。）の規定により保釈又は勾留の執行停止を取り消すときは、裁判所は、決定で、監督保証金の全部又は一部を没取することができる。

第九章 押収及び捜索

第九十九条 裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没収すべき物と思料するものを差し押えることができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

差し押さるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

裁判所は、差し押さるべき物を指定し、所有者 所持者又は保管者にその物の提出を命ずることができる。

第九十九条の二 裁判所は、必要があるときは、記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）をすることができる。

裁判所は、被告人から発し、又は被告人に對して発した郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押え、又は提出させることができる。

前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものは、被告事件に關係があると認めるに足りる状況のあるものに限り、これを差し押え、又は提出させることができる。

前二項の規定による処分をしたときは、その旨を發信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

第一百一条 被告人その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第一百二条 裁判所は、必要があるときは、被告人の身体、物又は住居その他の場所に就き、捜索をすることができる。

被告人以外の者の身体、物又は住居その他の場所については、押収すべき物の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。

第一百三条 公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ、押収をすることはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百四条 左に掲げる者が前条の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、押収をすることはできない。

一 衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在った者

二 内閣総理大臣その他の國務大臣又はその職に在った者

前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百五条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在った者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、押収を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、押収の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第一百六条 公判廷外における差押え、記録命令付差押え又は捜索は、差押状、記録命令付差押状又は捜索状を発してこれをしなければならない。

第一百七条 差押状、記録命令付差押状又は捜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者又は捜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる。但し、本人が承諾しきず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第一百八条 差押状、記録命令付差押状又は捜索状には、検察官の指揮によつて、検察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。ただし、裁判所が被告人の保護のため必要があると認めるときは、裁判長は、差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行を命ずることができる。

前項の指示は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

第一百九条 第七十二条の規定は、差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行についてこれを準用する。

第一百十条 差押状、記録命令付差押状又は捜索状は、検察官の指揮によつて、検察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。ただし、裁判所が被告人の保護のため必要があると認めるときは、裁判長は、差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行を命ずることができる。

前項の指示は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

第一百一条 第七十二条の規定は、差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行についてこれを準用する。

第一百十二条 差押状、記録命令付差押状又は捜索状は、处分を受ける者にこれを示さなければならぬ。

第一百十三条 差押状、記録命令付差押状又は捜索状は、電磁的記録に係る記録媒体であるときは、差押状又は捜索状の執行については、錠をはずし、封を開き、そ

の他必要な処分をすることができる。公判廷で差押え、記録命令付差押え又は捜索をする場合も、同様である。

前項の処分は、押収物についても、これをすることができる。

第一百十四条 差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をする者は、あらかじめ、執行の日時及び場所を前項の規定により立ち会うことができる者に通知しなければならない。ただし、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わないと意思を明示した場合及び急速を要する場合は、この限りでない。

第一百十五条 差押状又は捜索状の執行について必要があるときは、被告人をこれに立ち会わせることができる。

第一百十六条 公務所内で差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をするときは、その長又はこれに代わるべき者に通知してその処分に立ち会わせなければならない。

前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をするときは、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者をこれに立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせなければならないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

第一百十七条 女子の身体について捜索状の執行をする場合には、成年の女子をこれに立ち会わせなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

第一百十八条 日出前、日没後には、令状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。

日没前に差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行に着手したときは、日没後でも、その処分を継続することができる。

第一百十九条 次に掲げる場所で差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をするについては、前条第一項に規定する制限によることを要しない。

一 賭博、富くじ又は風俗を害する行為に常用されるものと認められる場所

二 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所。ただし、公開した時間内に限り。

第一百二十条 差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行を中止する場合において必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

第一百二十二条 捜索をした場合において証拠物又は没収すべきものがないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第一百二十三条 押収をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者（第一百十条の二の規定による処分を受けた者を含む。）又はこれらの者に代わるべき者に、これを交付しなければならない。

第一百二十四条 運搬又は保管に不便な押収物については、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管せざることができる。

危険を生ずる虞がある押収物は、これを廃棄することができる。

前二項の処分は、裁判所が特別の指示をした場合を除いては、差押状の執行をした者も、これをすることができる。

第一百二十二条 没収することができる押収物で滅失若しくは破損の虞があるもの又は保管に不便なものについては、これを売却してその代価を保管することができます。

第一百二十三条 押収物で留置の必要がないものは、被告事件の終結を待たないで、決定でこれを還付しなければならない。

第一百二十四条 押収物は、所有者 所持者、保管者又は差出人の請求により、決定で仮にこれを還付することができる。

第一百二十五条 媒体で留置の必要がないものである場合において、差押えを受けた者と該記録媒体の所有者、所持者又は保管者が異なるときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。

第一百二十六条 前二項の決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならぬ。

第一百二十七条 押収した贋物で留置の必要がないものは、被害者に還付すべき理由が明らかなとき限り、被告事件の終結を待たないで、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、決定でこれを被害者に還付しなければならない。

第一百二十八条 前項の規定は、民事訴訟の手続に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

第一百二十九条 前項の規定は、合議体の構成員にこれをさせ、又はこれをすべき地の地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

第一百三十条 受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に転嘱することができる。

第一百三十四条 受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移すことができる。

第一百三十五条 第百三十二条の規定による召喚に応じない者は、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる。

第一百三十六条 第六十二条、第六十三条及び第六十五条の規定は、第百三十二条及び前条の規定による召喚について、第六十二条、第六十四条、第六十六条、第六十七条、第七十条、第七十一条及び第七十三条第一項の規定は、前条の規定による勾引についてこれを準用する。

第一百三十七条 被告人又は被告人以外の者が正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができる。

第一百三十八条 第百三十二条の規定による召喚に応じない者は、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる。

第一百三十九条 第百三十七条の規定により過料を科し、又は前条の規定による身体の検査を拒む者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第一百四十条 裁判所は、第百三十七条の規定により身体の検査を拒む者を過料に処し、又はこれに刑を科しても、その効果がないと認めるときは、そのまま、身体の検査を行うことができる。

第一百四十二条 第百十一条の二から第百十四条まで、第百十八条及び第百二十五条の規定は、検証についてこれを準用する。

第一百四十三条 裁判所は、この法律に特別の定のある場合を除いては、何人でも証人としてこれを尋問することができます。

第一百四十四条 公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官庁は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百四十五条 左に掲げる者が前条の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。

第一百四十六条 何人も、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

第一百四十七条 何人も、左に掲げる者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

第一百四十八条 一 自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係があることなどができない。

第一百四十九条 二 内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職に在つた者

第一百五十条 前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百五十一条 一 衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者

第一百五十二条 二 内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職に在つた者

第一百五十三条 前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百五十四条 一 自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係があることなどができない。

第一百五十五条 二 自己の後見人、後見監督人又は保佐人

第一百五十六条 三 自己を後見人、後見監督人又は保佐人とする者

第一百四十八条 共犯又は共同被告人の一人又は数人に對し前条の關係がある者でも、他の共犯又は

共同被告人のみに關する事項については、証言を拒むことはできない。

第一百四十九条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、

公証人、宗教の職に在る者はこれららの職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に關するものについては、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、

証言の拒絕が被告人のためにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第一百五十条 召喚を受けた証人が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、十万円以下の過料に處し、かつ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができる。

第一百五十二条 証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に處する。

第一百五十二条 裁判所は、証人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その証人を勾引することができる。

第一百五十三条 第六十二条、第六十三条及び第六十五条の規定は、証人の召喚について、第六十二条、第六十四条、第六十六条、第六十七条、第七十条、第七十一条及び第七十三条第一項の規定は、証人の勾引についてこれを準用する。

第一百五十三条の二 勾引状の執行を受けた証人を護送する場合又は引致した場合において必要があるときは、一時最寄の警察署その他の適当な場所にこれを留置することができる。

第一百五十四条 証人には、この法律に特別の定のある場合を除いて、宣誓をさせなければならぬ。

第一百五十五条 宣誓の趣旨を理解することができない者は、宣誓をさせないで、これを尋問しなければならない。

第一百五十六条 前項の供述は、鑑定に属するものでも、証言としての効力を妨げられない。

第一百五十七条 檢察官、被告人又は弁護人は、証人の尋問に立ち会うことができる。

第一百五十七条 証人尋問の日時及び場所は、あらかじめ、前項の規定により尋問に立ち会うことができる者にこれを通知しなければならない。但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わぬ意思を明示したときは、この限りでない。

第一百五十八条 第一項に規定する者は、証人の尋問に立ち会つたときは、裁判長に告げて、その証人を尋問することができる。

第一百五十九条の二 檢察官は、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項についての尋問を予定している場合であつて、当該事項についての証言の重要性、関係する犯罪の輕重及び情狀その他の事情を考慮し、必要と認めるときは、あらかじめ、裁判所に対し、当該証人尋問を次に掲げる条件により行うことを請求することができる。

第一百五十九条の三 第一百四十六条の規定にかかわらず、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができないこと。

裁判所は、前項の請求を受けたときは、その証人に尋問すべき事項に証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、当該証人尋問を同項各号に掲げる条件により行う旨の決定をするものとする。

第一百五十七条の三 檢察官は、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項について証言を拒んだと認める場合であつて、当該事項についての証言の重要性、関係する犯罪の

軽重及び情狀その他の事情を考慮し、必要と認めるときは、裁判所に対し、それ以後の当該証人尋問を前条第一項各号に掲げる条件により行うことを請求することができる。

裁判所は、前項の請求を受けたときは、その証人が証言を拒んでいないと認められる場合又はその証人に尋問すべき事項に証人が刑事訴追を受け、若しくは有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、それ以後の当該証人尋問を前条第一項各号に掲げる条件により行う旨の決定をするものとする。

第一百五十七条の四 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、証人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適當であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の供述中、証人に付き添わせることができる。

前項の規定により証人に付き添うこととされた者は、その証人の供述中、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

第一百五十七条の五 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前（次条第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）において供述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようするための措置を探ることができる。ただし、被告人から証人の状態を認識することができないようするための措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができる。

裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、名譽に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を探ることができる。

第一百五十七条の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するためには在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）にあるものにその証人在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

一 刑法第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条、第一百八十二条（わいせつ罪若しくは同法第二百八十二条の二第三項の罪）及び第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第一条から第六条までの罪の被害者

三 前二号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者

裁判所は、証人を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定め

第十三章 通訳及び翻訳

第一百七十五条 国語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならぬことがある。国語でない文字又は符号は、これを翻訳させることができる。

第一百七十六条 耳の聞えない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせることができる。

第一百七十七条 国語でない文字又は符号は、これを翻訳せることができる。

第一百七十八条 前項の規定は、通訳及び翻訳についてこれを準用する。

第十四章 証拠保全

第一百七十九条 被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することができる。前項の規定を受けた裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第一百八十一条 檢察官及び弁護人は、裁判所において、前項第一項の処分に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ贋写することができる。但し、弁護人が証拠物の贋写をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

前項の規定にかかわらず、第一百五十七条の六第四項に規定する記録媒体は、贋写することができない。被告人又は被疑者は、裁判官の許可を受け、裁判所において、第一項の書類及び証拠物を閲覧することができる。ただし、被告人又は被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

第十五章 訴訟費用

第一百八十二条 刑の言渡をしたときは、被告人に訴訟費用の全部又は一部を負担させなければならぬ。但し、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるときは、この限りでない。

被告人の責に帰すべき事由によつて生じた費用は、刑の言渡をしない場合にも、被告人にこれを負担させることができる。

被告人又は被疑者は、裁判官の許可を受け、裁判所において、上訴が棄却されたとき、又は上訴の取下げがされたときは、上訴に係る訴訟費用は、これを被告人に負担させることができない。ただし、被告人の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、この限りでない。

公訴が提起されなかつた場合において、被疑者の責めに帰すべき事由により生じた費用があるときは、被疑者にこれを負担させることができる。

第一百八十三条 共犯の訴訟費用は、共犯人に連帶して、これを負担させることができる。

第一百八十四条 告訴、告発又は請求により公訴の提起があつた事件について被告人が無罪又は免訴の裁判を受けた場合において、告訴人、告発人又は請求人に故意又は重大な過失があつたときは、その者に訴訟費用を負担させることができる。

第一百八十五条 告訴、告発又は請求があつた事件について公訴が提起されなかつた場合において、告訴人、告発人又は請求人に故意又は重大な過失があつたときは、前項と同様とする。

第一百八十六条 裁判によつて訴訟手続が終了する場合において、被告人以外の者に訴訟費用を負担させることはできる。裁判によらないで訴訟手続が終了する場合において、訴訟費用を負担させるときは、最終に事件の係属した裁判所が、職權でその決定をしなければならない。この決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第一百八十七条 裁判によらないで訴訟手続が終了する場合において、訴訟費用を負担させるときは、最終に事件の係属した裁判所が、職權でその決定をしなければならない。この決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第一百八十七条の二 公訴が提起されなかつた場合において、訴訟費用を負担させるときは、検察官の請求により、裁判所が決定をもつてこれを行う。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第一百八十八条 訴訟費用の負担を命ずる裁判にその額を表示しないときは、執行の指揮をすべき検察官が、これを算定する。

第十六章 費用の補償

第一百八十八条の二 無罪の判決が確定したときは、国は、当該事件の被告人であつた者に対し、その裁判に要した費用の補償をする。ただし、被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

被告人であつた者が、検査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作ることにより、公訴の提起を受けるに至つたものと認められるときは、前項の補償の全部又は一部をしないことができる。

第一百八十八条の三 前項第一項の補償は、被告人であつた者の請求により、無罪の判決をした裁判所が、決定をもつてこれを行う。

前項の請求は、無罪の判決が確定した後六箇月以内にこれをしなければならない。

補償に關する決定に對しては、即時抗告をできる。

第一百八十八条の四 檢察官のみが上訴をした場合において、上訴が棄却され又は取り下げられて当該上訴に係る原裁判が確定したときは、これによつて無罪の判決が確定した場合を除き、国は、当該事件の被告人又は被告人であつた者に対し、上訴によりその審級において生じた費用の補償をする。ただし、被告人又は被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第一百八十八条の五 前項の補償は、被告人又は被告人であつた者の請求により、当該上訴裁判所であつた最高裁判所又は高等裁判所が、決定をもつてこれを行う。

前項の請求は、当該上訴に係る原裁判が確定した後一箇月以内にこれをしなければならない。

補償に關する決定で高等裁判所がしたものに對しては、第四百二十八条规定の異議の申立てをすることができる。この場合には、即時抗告に關する規定をも準用する。

第一百八十八条の六 第百八十八条の二第一項又は第一百八十八条の四の規定により補償される費用の範囲は、被告人若しくは被告人であつた者又はそれらの者の弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとし、その額に關しては、刑事訴訟費用に関する法律の規定中、被告人又は被告人であつた者については証人、弁護人であつた者については弁護人に関する規定を適用する。

裁判所は、公判準備又は公判期日に出頭した弁護人が二人以上あつたときは、事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して、前項の弁護人であつた者の旅費、日当及び宿泊料を主任弁護人その他の弁護人によるものに限ることができる。

第一百八十八条の七 补償の請求その他補償に關する手續、補償と他の法律による損害賠償との関係、補償を受ける権利の譲渡又は差押え及び被告人又は被告人であつた者の相続人に対する補償については、この法律に特別の定めがある場合のほか、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条に規定する補償の例による。

第二編 第一審

第一章 捜査

第一百八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行ふ。

司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

第一百九十条 森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行ふべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める。

第一百九十二条 檢察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。

検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査をしなければならない。

第一百九十三条 檢察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、その捜査に關し、互に協力しなければならない。

検察官は、その管轄区域により、司法警察職員と/orは、捜査に關し、互に協力しなければならない。

第一百九十四条 檢事総長、検事長又は検事正は、司法警察職員が正当な理由がなく検察官の指示又は指揮に従わなければならぬ。

検事総長、検事長又は検事正は、司法警察職員が正当な理由がなく検察官の指示又は指揮に従わなければならぬ。

第一百九十五条 檢察官及び検察事務官は、捜査のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

検察官は、自ら犯罪を捜査する場合において必要があるときは、司法警察職員を指揮して捜査の補助をさせることができる。

第一百九十六条 檢察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護人その他職務上捜査に關係のある者は、被疑者その他の者の名譽を害しないように注意し、且つ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

第一百九十七条 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができない。

検察官、検察事務官又は司法警察員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があると

検査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

検察官は、被疑者を懲戒し若しくは罷免する権限を有する者は、前項の訴追が理由のあるものと認めるときは、別に法律の定めるところにより、訴追を受けた者を懲戒し又は罷免しなければならない。

第一百九十八条 檢察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者を懲戒し若しくは罷免しなければならない。

第一百九十九条 檢察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護人その他職務上捜査に關係のある者は、被疑者その他の者の名譽を害しないように注意し、且つ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

第二百条 逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができる（令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない）。

第二百零一条 第六十四条第二項及び第三項の規定は、逮捕状についてこれを準用する。

第二百零二条 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。

第二百零三条 第七十三条第三項の規定は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合にこれを準用する。

第二百零四条の二 檢察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第二百十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものとの交付を請求することができる。

第一次に掲げる事件の被害者

第二百零五条 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十一条若しくは第八十二条第一項若しくは第三項若しくは第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に不特定若しくは多数の者の通信を媒介することができる電気通信を行ふための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至ったときは、当該求めを取り消さなければならない。

前項の規定により消去しないよう求められる期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求められる期間は、通じて六十日を超過することができない。

第二項又は第三項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

第二百零六条 檢察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

前項の取調べ際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。

被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。

前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い合わせ、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。

第二百零九条 檢察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを探うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴力行為等处罚に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は料金に当たる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。次項及び第二百一条の二第一項において同じ。）の請求により、前項の逮捕状を発する。ただし、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

検察官又は司法警察員は、第一項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事實についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその發付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

第二百零七条 逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有効期間及びその期間経過後はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第二百零八条 第六十四条第二項及び第三項の規定は、逮捕状についてこれを準用する。

第二百零九条 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。

第二百一十条 第七十三条第三項の規定は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合にこれを準用する。

第二百一一条の二 檢察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第二百十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものとの交付を請求することができる。

第一次に掲げる事件の被害者

第二百一十二条 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十一条若しくは第八十二条第一項若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれらとの罪の未遂罪に係る事件

に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条规定（同法第二百二十五条又は第二百二十六条规定の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれらとの罪の未遂罪に係る事件

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪

に係る事件

ハ イ及びロに掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が被疑者に知られることにより次に掲げるおそれがあると認められる事件

(1) 被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の名譽又は社会生活の平穡が著しく害されるおそれ

(2) (1)に掲げるもののほか、被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

二 前号に掲げる者のほか、個人特定事項が被疑者に知られることにより次に掲げるおそれがあると認められる者
イ その者の名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

ロ イに掲げるもののほか、その者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

裁判官は、前項の規定による請求を受けた場合において、第一百九十九条第二項の規定により逮捕状を発するときは、これと共に、被疑者に示すものとして、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるもの交付するものとする。ただし、当該請求に係る者が前項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなときは、この限りでない。

前項の規定による逮捕状に代わるもの交付があったときは、前条第一項の規定にかかるらず、逮捕状により被疑者を逮捕するに当たり、当該逮捕状に代わるもの被疑者に示すことができる。

第二項の規定による逮捕状に代わるもの交付があつた場合において、当該逮捕状に代わるものを持しないためこれを示すことができない場合であつて、急速を要するときは、前条第一項の規定及び同条第二項において準用する第七十三条第三項の規定にかかわらず、被疑者に対し、逮捕状に記載された個人特定事項のうち当該逮捕状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により被疑事実の要旨を告げるとともに、逮捕状が発せられている旨を告げて、逮捕状により被疑者を逮捕することができる。ただし、当該逮捕状に代わるものには、できる限り速やかに示さなければならない。

第二百二条 檢察事務官又は司法巡査が逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに、検察事務官はこれを検察官に、司法巡査はこれを司法警察員に引致しなければならない。

第二百三条 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

前項の場合において、被疑者に弁護人の有無を尋ね、弁護人があるときは、弁護人を選任することができる旨は、これを告げることを要しない。
司法警察員は、第一項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、被疑者に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出しうることができるものとし、その申出先を教示しなければならない。
司法警察員は、第一項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、被疑者に対することができないときは裁判官に対し、弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に對して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定により第三十一條の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならぬ旨を教示しなければならない。

第一項の時間の制限内に送致の手続をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百四条 檢察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者（前条の規定により送致された被疑者を除く。）を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともに公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

検察官は、前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、被疑者に對し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出することができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

裁判官は、第一項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、被疑者に對し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他他の事由により自ら弁護人を選任することができないとときは、裁判官に對して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に對して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定により第三十一條の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならぬ旨を教示しなければならない。

第一項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

前条第二項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二百五条 檢察官は、第二百三条の規定により送致された被疑者を受け取つたときは、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取つた時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えることができない。

前項の時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

第一項及び第二項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えることができない。

及び被疑者に示すものとして当該個人特定事項の記載がない勾留状の抄本その他の勾留状に代わるもののが交付することを請求することができる。

裁判官は、前項の規定による請求を受けたときは、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げに当たつては、「当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、前条第五項本文の規定により勾留状を発するときは、これと同時に、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した勾留状の抄本その他の勾留状に代わるもの交付するものとする。ただし、当該請求に係る者が第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないときは、この限りでない。」

第二百七条の三 裁判官は、前条第二項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被疑者に通知する旨の裁判をしなければならない。

イ 又はロに掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。

イ 被害者の個人特定事項 当該措置に係る事件に係る罪が第二百一条の二第一項第一号及びロに規定するものに該当せず、かつ、当該措置に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。

ロ 被害者以外の者の個人特定事項 当該措置に係る者が第二百一条の二第一項第一号に掲げる者に該当しないとき。

二 当該措置により被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

裁判官は、前項の請求について裁判をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

裁判官は、第一項の裁判（前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の一部を被疑者に通知する旨のものに限る。）をしたときは、速やかに、検察官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項（当該裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した勾留状の抄本その他の勾留状に代わるもの交付するものとする。

第七十条第一項本文及び第二項の規定は、第一項の裁判の執行について準用する。

第一項の裁判を執行するには、前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について当該裁判があつた場合にあつては勾留状を、当該個人特定事項の一部について当該裁判があつた場合には第三項の勾留状に代わるもの、被疑者に示さなければならぬ。

第二百八条 第二百七条の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前項の期間を延長することができる。この期間の延長は、通じて十日を超えることができない。

第二百八条の二 裁判官は、刑法第二編第二章乃至第四章又は第八章の罪にあたる事件について当該期間の延長は、通じて五日を超えることができない。

第二百八条の三 期間を指定された被疑者が、正当な理由がなく、当該期間の終期として指定された日時に、出頭すべき場所として指定された場所に出頭しないときは、検察官の請求により、前条第二項の規定により延長された期間を更に延長することができない。この期間の延長は、通じて五日を超えることができない。

第二百八条の四 裁判所の許可を受けないで指定された期間を超えて制限された住居を離れてはならない旨の条件を付されて勾留の執行停止をされた被疑者が、当該条件に係る住居を離れ、当該期間の終期として指定された日時に、出頭すべき場所として指定された場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

前項の被疑者が、裁判所の許可を受けて同項の住居を離れ、正当な理由がなく、当該住居を離れることができる期間として指定された期間を超えて当該住居に帰着しないときは、同項と同様下の拘禁刑に処する。

第二百八条の五 勾留の執行停止を取り消され、検察官から出頭しないたときは、二年以下の拘禁刑に処する。由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、同項と同様

第二百九条 第七十四条、第七十五条及び第七十八条の規定は、逮捕状による逮捕についてこれを準用する。

第二百十条 檢察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百十一条 前条の規定により被疑者が逮捕された場合には、第一百九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に關する規定を準用する。

第二百十二条 現に罪を行い、又は現に罪を行ひ終つた者を現行犯人とする。

左の各号の一にあたる者が、罪を行ひ終つてから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす。

一 犯人として追呼されているとき。

二 臨物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる児器その他の物を所持しているとき。

三 身体又は被服に犯罪の顯著な証跡があるとき。

四 誰何されて逃走しようとするとき。

第二百十三条 現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができます。

第二百十四条 檢察官、検察事務官及び司法警察職員以外の者は、現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方検察官若しくは区検察官の検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならぬ。

第二百十五条 司法巡査は、現行犯人を受け取ったときは、速やかにこれを司法警察員に引致しなければならない。

司法巡査は、犯人を受け取った場合には、逮捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聽き取りなければならない。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めることができればならない。

第二百十六条 現行犯人が逮捕された場合には、第一百九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。

第二百十七条 三十万円（刑法、暴力行為等處罰に関する法律及び經濟關係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪の現行犯については、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがある場合に限り、第二百十三条から前条までの規定を適用する。

第二百十八条 檢察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。

この場合において、身体の検査は、身体検査令状によらなければならない。

差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

身体の拘束を受けている被疑者の指紋若しくは足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、第一項の令状によることを要しない。

第一項の令状は、検察官、検察事務官又は司法警察員の請求により、これを発する。

検察官、検察事務官又は司法警察員は、身体検査令状の請求をするには、身体の検査を必要とする理由及び身体の検査を受ける者の性別、健康状態その他裁判所の規則で定める事項を示さなければならない。

裁判官は、身体の検査に關し、適當と認める条件を附することができる。

第二百十九条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録

させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者、捜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、有効期間及びその期間経過後は差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証に着手することができる旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

前条第二項の場合には、同条の令状に、前項に規定する事項のほか、差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第六十四条第二項の規定は、前条の令状についてこれを準用する。

る。第二百十条の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも 同様である。一人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の捜索をすること。
二 逮捕の現場で差押、捜索又は検証をすること。

前項後段の場合において逮捕状が得られなかつたときは、差押物は、直ちにこれを還付しなければならない。第二百二十三条规定は、この場合についてこれを準用する。

第一項第二号及び前項の規定は、検察事務官又は司法警察職員が勾引状又は勾留状を執行する場合にこれを準用する。被疑者に対して発せられた勾引状又は勾留状を執行する場合には、第一項第一号の規定をも準用する。

第二百二十二条 第九十九条第一項、第一百条、第二百二条から第百五条まで、第一百十条から第百十二有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

条まで、第二百十四条、第二百十五条及び第二百十八条から第二百二十四条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条、第二百二十一条及び前条の規定によつてする押収又は搜索について、第二百十条、第二百十二条、第二百十四条、第二百十八条、第二百二十九

一条、第一百三十一条及び第百三十七条から第百四十条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百八十一条又は第二百二十条の規定によつてする検証についてこれを準用する。ただし、司法巡査は、第一百二十二条から第一百二十四条までに規定する処分をすることができない。

第二百二十条の規定により被疑者を捜索する場合において急速を要するときは、第一百四十四条第一項の規定によることを要しない。

規定によつてする差押え、記録命令付差押え又は搜索について、これを準用する。
日出前、日没後には、令状に夜間でも検証をることができる旨の記載がなければ、検察官、
検察事務官又は司法警察職員は、第二百十八条の規定によつてする検証のため、人の住居又は人
の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができない。但し、第百七十七条に規定する場
所については、この限りでない。

第二百二十二条の二　通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分については、別に法律で定めるところによる。

第二百二十三条　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

第一項の規定により、身体の検査を拒んだ者を過料に処し、又はこれに賠償を命ずべきときは、裁判所にその処分を請求しなければならない。

第三百三十九条　前二条の規定は、司法警察職員が、被疑者を立ち会わせることが必要であるに依るる場合に准用する。

第二百九十八条第一項但書及び第三項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

する処分を必要とするときは、検察官、検察事務官又は司法警察員は、裁判官にその処分をしなければならない。

裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、第一百六十七條の場合に準じてその処分をし
ればならない。この場合に「第一百六十七條の二」の規定を準用する。

第一、第二百七条の二及び第二百七十二条の三の規定は、「第一項の請求についてに準用する。この場合において、第二百七十二条の三の規定は、「第一項の請求についてに準用する。处分」とある。

第二百二十九条の二第二項中「前条第五項本文の規定により」とあるのは、第二百二十四条第二項前段のにより第六十七条の場合に準じて」と読み替えるものとする。

第二百二十四条の二 第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものとの交付があつたにおける前条第二項後段において準用する第六百六十七条の二第二項において準用する第九十

本文の勾留状に代わる二十三条第一項の規定についても、同様である。すなはち、監定官の職務を受ける旨を記載する旨が、監定官の職務を受ける旨を記載する旨である。

前項の許可の請求は、検察官、検察事務官又は司法警察官からこれをしなければならない

裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、許可状を発しなければならない。

第二百二十六条 犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、百二十三条第一項の規定に対し、出頭・又は供述を拒んだ場合は、第一回の公判前に限り、余罪を認める。裁判官による取扱いは、尋問又は傳喚によるもの。

（二）百二十九条第一項の規定による検察官は、司法警察職員の供述をした者が公判期日においては前にした供述と異なる供述をするお

があり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第
の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

前項の請求をするには、検察官は、証人尋問を必要とする理由及びそれが犯罪の證明に欠くことができないものであることを疎明しなければならない。E.H.の同上二回、「裁判官による尋問」等に「尋問の指し方」によれば、

前二条の請求を受けた裁判官は、証人の尋問に際し、裁判官又は裁判長と同様、権利を有する。

尋問に立ち会わせることができる。
第二百二十九条 変死者又は変死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方検

又は区検察庁の検察官は、検視をしなければならない。
検察官は、検察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることができる。

第二百三十一条 犯罪により害を被つた者は、独立して告訴をすることができる。
被害者が死亡したときは、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は、告訴をすることが

る。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

者の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族であるときは、被害者の親族は、独立して告訴することができる。

第二百三十三条 死者の名譽を毀損した罪については、死者の親族又は子孫は、告訴をすることができる。

第二百三十四条 親告罪について告訴をすることができる者がない場合には、検察官は、利害関係人の申立により告訴をすることができる者を指定することができる。

第二百三十五条 親告罪の告訴は犯人を知つた日から六箇月を経過したときは、これをすることができる。ただし、刑法第二百三十二条第二項の規定により外国の代表者が行う告訴及び日本に派遣された外国の使節に対する同法第二百三十条又は第二百三十一条の罪につきその使節が行う告诉については、この限りでない。

第二百三十六条 告訴をすることができる者が数人ある場合には、一人の期間の徒過は、他の者に對しその効力を及ぼさない。

第二百三十七条 告訴は、公訴の提起があるまでこれを取り消すことができる。

告訴の取消した者は、更に告訴をすることができない。

第二百三十八条 親告罪について共犯の一人又は数人に対してした告訴又は他の共犯に對しても、その効力を生ずる。

前項の規定は、告発又は請求を待つて受理すべき事件についての告発若しくは請求又はその取消についてこれを準用する。

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

第二百四十条 告訴は、代理人によりこれをすることができる。告訴の取消についても、同様である。

第二百四一条 告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない。

檢察官又は司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは調書を作らなければならぬ。

第二百四十二条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。

第二百四十三条 前二条の規定は、告訴又は告発の取消についてこれを準用する。

第二百四十四条 刑法第二百三十二条第一項の規定により外国の代表者が行う告訴又はその取消は、第二百四十二条及び前条の規定にかかるわらず、外務大臣にこれをすることはできる。日本国に派遣された外国の使節に対する刑法第二百三十条又は第二百三十一条の罪につきその使節が行う告訴又はその取消も、同様である。

第二百四十五条 第二百四十二条の規定は、自首についてこれを準用する。

第二百四十六条 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。

第二章 公訴

第二百四十七条 公訴は、検察官がこれをを行う。

第二百四十八条 犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の輕重及び情状並びに犯罪後的情况により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。

第二百四十九条 公訴は、検察官の指定した被告人以外の者にその効力を及ぼさない。

第二百五十条 時効は、人を死亡させた罪であつて拘禁刑に当たるものについては、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

一 無期拘禁刑に当たる罪については三十年

二 長期二十年の拘禁刑に当たる罪については十年

三 前二号に掲げる罪以外の罪については十年

時効は、人を死亡させた罪であつて拘禁刑以上の刑に当たるもの以外の罪については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

第一条 死刑に当たる罪については二十五年

第二条 無期拘禁刑に当たる罪については十五年

第三条 長期十五年以上の拘禁刑に当たる罪については十年

第四条 長期十五年未満の拘禁刑に当たる罪については七年

第五条 長期十年未満の拘禁刑に当たる罪については五年

第六条 長期五年未満の拘禁刑又は罰金に当たる罪については三年

第七条 拘留又は科料に当たる罪については一年

第二百五十二条 前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによつて完成する。

一 刑法第一百八十二条若しくは第二百四十二条第一項の罪（人を負傷させたときに限る。）若しくは同法第二百四十二条第一項の罪又は盜犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（同項の罪に係る部分に限る。）二十年

二 刑法第一百七十七条若しくは第二百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪 十五年

三 刑法第一百八十二条若しくは第二百七十九条第一項の罪若しくはこれららの罪の未遂罪又は児童福祉法第六十条第一項の罪（自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。）十二年

第二百五十三条 前項の規定にかかるわらず、前項各号に掲げる罪について、その被害者が犯罪行為が終わった時に十八歳未満である場合における時効は、当該各号に定める期間に当該犯罪行為が終わった時から当該被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を経過することによつて完成する。

第二百五十四条 前項の規定にかかるわらず、前項各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによつて完成する。

第二百五十五条 二以上の主刑を併科し、又は二以上の主刑中その一を科すべき罪については、その重い刑に従つて、前条の規定を適用する。

第二百五十六条 刑法により刑を加重し、又は減輕すべき場合には、加重し、又は減輕しない刑に従つて、第二百五十三条の規定を適用する。

第二百五十七条 共犯の場合は、最終の行為が終つた時から、すべての共犯に對して時効の期間を起算する。

第二百五十八条 時効は、当該事件についての公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。

第二百五十九条 共犯の一人に對してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に對してその効力を有する。この場合において、停止した時効は、当該事件についての裁判が確定した時からその進行を始める。

第二百六十条 犯人が国外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができなかつたことの證明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。

第二百五十五条 犯人が国外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができなかつた場合には、時効は、その国外にいる期間又は逃げ隠れている期間その進行を停止する。

第二百五十六条 犯人が国外にいること又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができなかつたことの證明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。

第二百五十七条 公訴の提起は、起訴状を提出してこれをしなければならない。

起訴状には、左の事項を記載しなければならない。

一 被告人の氏名その他被告人を特定するに足りる事項

二 公訴事実

三 罪名

第二百五十八条 公訴事実は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事實を特定してこれをしなければならない。

罪名は、適用すべき罰條を示してこれを記載しなければならない。但し、罰條の記載の誤は、被告人の防禦に實質的な不利益を生ずる虞がない限り、公訴提起の効力に影響を及ぼさない。

数個の訴因及び罰條は、予備的に又は逐一にこれを記載することができる。

起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。

第二百五十六条の一 檢察官は、公訴の提起と同時に、被告人に送達するものとして、起訴状の謄本を裁判所に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、公訴の提起後速やかにこれを提出すれば足りる。

第二百五十七条 公訴は、第一審の判決があるまでこれを取り消すことができる。

第二百五十八条 檢察官は、事件がその所属検察庁の対応する裁判所の管轄に属しないものと思料するときは、書類及び証拠物とともにその事件を管轄裁判所に對応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

第二百五十九条 檢察官は、事件につき公訴を提起しない処分をした場合において、被疑者の請求があるときは、速やかにその旨をこれに告げなければならない。

第二百六十条 檢察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。

第二百六十二条 檢察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。

第二百六十二条 刑法第一百九十三条规定から第一百九十六条规定まで又は破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十九号）第四十五条若しくは無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（平成十一年法律第二百四十七号）第四十二条若しくは第四十三条の罪について告訴又は告発をした者は、検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その検察官所属の検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる。

前項の請求は、第二百六十条の通知を受けた日から七日以内に、請求書を公訴を提起しない処分をした検察官に差し出してこれをしなければならない。

第二百六十三条 前条第一項の請求は、第二百六十六条の決定があるまでこれを取り下げることができる。

前項の取下をした者は、その事件について更に前条第一項の請求をすることができない。

第二百六十四条 檢察官は、第二百六十二条第一項の請求を理由があるものと認めるときは、公訴を提起しなければならない。

第二百六十五条 第二百六十二条第一項の請求についての審理及び裁判は、合議体でこれをしなければならない。

裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第二百六十六条 裁判所は、第二百六十二条第一項の請求を受けたときは、左の区別に従い、決定をしなければならない。

裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

二 請求が理由のあるときは、事件を管轄地方裁判所の審判に付する。

第二百六十七条 前条第二号の決定があつたときは、その事件について公訴の提起があつたものとみなす。

第二百六十七条の二 裁判所は、第二百六十六条第二号の決定をした場合において、同一の事件について、検察審査会法（昭和二十三年法律第二百四十七号）第二条第一項第一号に規定する審査を行う検察審査会又は同法第四十一条の六第一項の起訴議決をした検察審査会（同法第四十一条の九第一項の規定により公訴の提起及びその維持に当たる者が指定された後は、その者）があるときには、これに当該決定をした旨を通知しなければならない。

第二百六十八条 裁判所は、第二百六十六条第二号の規定により事件がその裁判所の審判に付されたときは、その事件について公訴の維持にあたる者を弁護士の中から指定しなければならない。前項の指定を受けた弁護士は、事件について公訴を維持するため、裁判の確定に至るまで検察官の職務を行う。但し、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は、検察官に嘱託してこれをしなければならない。

前項の規定により検察官の職務を行う弁護士は、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

裁判所は、第一項の指定を受けた弁護士がその職務を行ふに適さないと認めるときその他特別の事情があるときは、何時でもその指定を取り消すことができる。

第一項の指定を受けた弁護士には、政令で定める額の手当を給する。

第二百六十九条 裁判所は、第二百六十二条第一項の請求を棄却する場合又はその請求の取下があつた場合には、決定で、請求者に、その請求に関する手続によつて生じた費用の全部又は一部の賠償を命ずることができる。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百七十条 檢察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。

前項の規定にかかわらず、第二百五十七条の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができる。

第三章 公判

第一節 公判準備及び公判手続

第二百七十二条 裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない。

公訴の提起があつた日から二箇月以内に起訴状の謄本が送達されないとときは、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失う。

第二百七十二条の二 檢察官は、起訴状に記載された次に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、前条第一項の規定による起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

一次に掲げる事件の被害者

イ 刑法第七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条、第一百八十二条若しくは第八百八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に係る事件

ハ イ及びロに掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が被告人に知られることにより次に掲げるおそれがあると認められる事件

(1) 被害者等の名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

(2) (1)に掲げるもののほか、被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの方に掲げる者のほか、個人特定事項が被告人に知られることにより次に掲げるおそれがあると認められる者

イ その者の名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

ロ イに掲げるもののほか、その若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの方に掲げる者のほか、個人特定事項が被告人に知られることにより次に掲げるおそれがあると認められる者

前項の規定による求めは、公訴の提起において、裁判所に対し、起訴状とともに、被告人に送达するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない起訴状の抄本その他の起訴状の謄本に代わるもの（以下「起訴状抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、第二百七十七条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び当該請求をした被告人その他訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、前項本文に規定する事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十七条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第四十九条の規定により公判調書を閲覧し又はその朗読を求めるについて、このうち当該個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百七十七条の七 裁判所は、第二百七十七条の三第二項、第二百七十七条の四第三項、第二百七十七条の五第二項若しくは前条第一項から第四項までの規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同条第一項から第四項までの規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人にについては当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。

第二百七十八条 裁判所（第一号及び第四号にあつては裁判長及び合議体の構成員を、第二号及び第三号にあつては第六十六条第四項の裁判官並びに裁判長及び合議体の構成員を含み、第五号にあつては裁判官とする。）は、第二百七十七条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、相当と認めるとときは、次に掲げる措置をとることができる。

一 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第六十一条の規定による起訴事件の告知をする。

二 勾引状又は勾留状を発する場合において、これと同時に、被告人に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により公訴事実の要旨を記載した勾引状の抄本その他の勾引状に代わるもの又は勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを作成すること。

三 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第七十六条第一項の規定による公訴事実の要旨の告知をし、又はこれをさせること。

四 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第七十七条第三項の規定による公訴事実の要旨の告知をし、又はこれをさせること。

五 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第二百八十二条第二項の規定による被告事件の告知をすること。

前項（第一号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもののがつた場合における第七十三条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項前段中「これ」とあり、同条第三項中「勾引状又は勾留状」とあり、及び同項ただし書中「令状」とあるのは、「第二百七十七条第一項第二号に係る部分に限る。」の規定による勾留状に代わるもののがつた場合における第七十三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号第三項中「勾引状又は勾留状」とあり、及び同項ただし書中「令状」とあるのは、「第二百七十七条第一項第二号の勾留状に代わるもの」と、同項中「公訴事実の要旨及び」がある場合は、「第二百七十七条第一項第二号の勾留状に代わるもの」である。

「勾引状に記載された個人特定事項のうち第二百七十七条の八第一項第二号の勾引状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げるとともに、」とする。

第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるもののがつた場合における第七十三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第二号中「勾留状に記載された個人特定事項のうち第二百七十七条の八第一項第二号の勾留状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げるとともに、」とする。

裁判長又は合議体の構成員は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるもののがつた場合又は第二百七十七条の二第二項の規定による勾留状に代わるもののがつた場合において、勾留状に記載された個人特定事項のうちこれら勾留状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げるとともに、「第二百七十七条第一項第二号に係る部分に限る。」が第二百七十七条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合は、勾留の理由の開示をするに当たり、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被告事件を告げることができる。

第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるもののがつた場合又は第二百七十七条の二第二項の規定による勾留状に代わるもののがつた場合における第九十八条の規定の適用については、同条第一項中「勾留状の謄本」とあるのは、「第二百七十七条の八第一項第二号の勾留状に代わるもの又は第二百七十七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」とする。

前項の規定は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるもののがつた場合又は第二百七十七条の二第二項の規定による勾留状に代わるもののがつた場合における第九十八条の規定の適用については、同条第一項中「勾留状の謄本」とあるのは、「第二百七十七条の八第一項第二号の勾留状に代わるもの又は第二百七十七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」とする。

裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を知らせなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

裁判所は、この法律により弁護人を要する場合を除いて、前項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を知らせるに当たつては、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十六条の三第一項の規定により第三十二条の二第一項の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

第二百七十九条 裁判長は、公判期日を定めなければならない。

公判期日には、被告人を召喚しなければならない。

公判期日は、これを検察官、弁護人及び補佐人に通知しなければならない。

前項但書の場合は、変更後の公判期日において、まず、検察官及び被告人又は弁護人に對し、異議を申し立てて機会を与えなければならない。

公判期日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告

人又は弁護人の意見を聽かなければならぬ。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

前項但書の場合は、変更後の公判期日において、まず、検察官及び被告人又は弁護人に對

し、異議を申し立てて機会を与えなければならない。

第二百七十七条 裁判所がその権限を濫用して公判期日を変更したときは、訴訟関係人は、最高裁判所の規則又は訓令の定めるところにより、司法行政監督上の措置を求めることができる。

第二百七十八条 公判期日に召喚を受けた者が病気その他の事由によつて出頭することができないときは、裁判所の規則の定めるところにより、医師の診断書その他の資料を提出しなければならない。

第二百七十八条の二 保釈又は勾留の執行停止をされた被告人が、召喚を受け正当な理由がなく公判期日に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第二百七十八条の三 裁判所は、必要と認めるときは、検察官又は弁護人に對し、公判準備又は公判期日に出頭し、かつ、これらの手続が行わされている間在席又は在廷することを命ずることができる。

裁判長は、急速を要する場合には、前項に規定する命令をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができることがある。

前二項の規定による命令を受けた検察官又は弁護人が正当な理由がなくこれに従わないとときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、その命令に従わないと生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

裁判所は、第三項の決定をしたときは、検察官については当該検察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な处置をとるべきことを請求しなければならない。

前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置を裁判所に通知しなければならない。

第二百七十九条 裁判所は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職權で、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二百八十条 公訴の提起があつた後第一回の公判期日までは、勾留に関する処分は、裁判官がこれを行ふ。

第一百四十九条若しくは第二百十条の規定により逮捕され、又は現行犯人として逮捕された被告人でまだ勾留されていないものについて第二百四条又は第二百五条の時間の制限内に公訴の提起があつた場合には、裁判官は、速やかに被告事件を告げ、これに関する陳述を聴き、勾留状を発しないときは、直ちにその釈放を命じなければならない。

前二項の裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第二百八十二条 証人については、裁判所は、第百五十八条に掲げる事項を考慮した上、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞き必要と認めるときに限り、公判期日外においてこれを尋問することができる。

第二百八十三条 被告人が法人である場合には、代理人を出頭させることができる。

第二百八十四条 五十万円（刑法、暴力行為等处罚に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、五万円）以下の罰金又は料金に当たる事件については、被告人は、公判期日に出頭することを要しない。ただし、被告人は、代理人を出頭させることができる。

第二百八十五条 勾留に当たる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその権利の保護のため重要なことと認めるときは、被告人に対し公判期日に出頭しないことを許すことができる。

長期三年以下の拘禁刑又は五十万円（刑法、暴力行為等处罚に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、五万円）を超える罰金に当たる事件の被告人は、第二百九十二条の手続をする場合及び判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、前項後段の例による。

第二百八十六条 第二条に規定する場合の外、被告人が公判期日に出頭しないときは、開廷することはできない。

第二百八十七条 公判庭においては、被告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力を振る又は逃亡を企てた場合は、この限りではない。

二 当該被告事件に関する次に掲げる手続

第一編第十六章の規定による費用の補償の手続

第二百八十八条 第三百四十九条第一項の請求があつた場合の手続

第二百八十九条 第三百五十条の請求があつた場合の手続

第二百九十条 上訴権回復の請求の手続

第二百九十二条 再審の請求の手続

第二百九十三条 非常上告の手続

第二百九十四条 第五百条第一項の申立ての手続

第二百九十五条 刑事補償法の規定による補償の請求の手続

第二百九十六条 前項の規定に違反した場合の措置については、被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名譽、その私生活又は業務の平穏を害されているかどうか、当該複製等に係る証拠が公判期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方法その他的事情を考慮するものとする。

第二百九十七条 被告人又は被告人があつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

弁護人（第四百四十条に規定する弁護人を含む。以下この項において同じ。）又は弁護人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第二百九十八条 裁判所は、審理に二日以上を要する事件については、できる限り、連日開廷し、継続して審理を行わなければならない。

訴訟関係人は、期日を厳守し、審理に支障を來さないようにしなければならない。

第二百九十九条 公判期日における取調は、公判庭でこれを行う。

第二百九十九条の二 公判庭は、裁判官及び裁判所書記が列席し、且つ検察官が出席してこれを開く。

第二百九十九条の三 被告人が法人である場合には、代理人を出頭させることができる。

第二百九十九条の四 被告人若しくは弁護人（第四百四十条に規定する弁護人を含む。）においては、庄迫を受け充分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が立ち会つてゐる場合に限り、検察官及び弁護人への意見を聞き、その証人の供述中被告人を退席させることができる。この場合には、供述終了後被告人に証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えないなければならない。

第二百九十九条の五 弁護人は、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等（複製その他証拠の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面を提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。）を適正に管理し、その保管をみだりに他人にゆだねてはならない。

第二百九十九条の六 被告人若しくは弁護人（第四百四十条に規定する弁護人を含む。）又はこれらであつた者は、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、次に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。

一 当該被告事件の審理その他の当該被告事件に係る裁判のための審理

二 当該被告事件に関する次に掲げる手続

第二百八十八条 被告人は、裁判長の許可がなければ、退廷することができない。

裁判長は、被告人を在廷させるため、又は法廷の秩序を維持するため相当な処分をすることができる。

第二百八十九条 死刑又は無期若しくは長期三年を超える拘禁刑に当たる事件を審理する場合に弁護人がなければ開廷することはできない。

弁護人がなければ開廷することができる場合において、弁護人が出頭しないとき若しくは在廷しなくなつたとき、又は弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならぬ。

弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないおそれがあるときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができる。

第二百九十条 第三十七条各号の場合に弁護人が出頭しないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 刑法第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条、第一百八十二条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

二 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第一項の罪、児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に係る事件

三 前二号に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認められる事件

前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判所は、第一項に定めるもののほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる事件を取り扱う場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

裁判所は、第一項又は前項の決定をした事件について、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至つたとき、第三百十二条の規定により罰金が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至つたときは、決定で第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。

第二百九十三条 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したもの）を記録したもの）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするため、裁判長は、被告人又は

弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、証人等特定事項（氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等の名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認めるとき。

裁判所は、前項の決定をして事件について、証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至つたときは、決定で、同項の決定を取り消さなければならない。

第二百九十四条 検察官は、まず、起訴状を朗読しなければならない。

第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の起訴状の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行ふものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならぬ。

前条第一項の決定があつた場合における第一項の起訴状の朗読についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは、「証人等特定事項」とする。

第二百七十七条の二第四項の規定による措置がとられた場合においては、第二項後段（前項前段の規定により第二項後段と同様とすることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部について第二百七十七条の五第一項の決定があつた場合に限り、適用する。この場合において、第二項後段中「起訴状」とあるのは、「第二百七十七条の二第四項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について第二百七十七条の五第一項の決定があつた場合にあっては起訴状を、第二百七十七条の二第四項の規定による措置に係る個人特定事項の一部について当該決定があつた場合にあっては起訴状抄本等及び第二百七十七条の五第四項に規定する書面」とする。

裁判長は、第一項の起訴状の朗読が終わつた後、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨その他裁判所の規則で定める被告人の権利を保護するため必要な事項を告げた上、被告人及び弁護人に対し、被告事件について陳述する機会を与えるなければならない。

第二百九十五条の二 被告人が、前条第五項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たる事件については、この限りでない。裁判所は、第一項に定めるもののか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる事件を取り扱う場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

裁判所は、第一項又は前項の決定をした事件について、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至つたとき、第三百十二条の規定により罰金が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至つたときは、決定で第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。

第二百九十六条 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述の趣旨を明確にするため、これらの者に質問することができる。

訴訟関係人は、被害者等又は当該被害者の法定代理人が意見を陳述した後、その趣旨を明確にするために告げて、これらの者に質問することができる。

、第二百七十二条の二第一項第一号又は第一号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項ただし書中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人」とあるのは、「証人」とする。

検察官は、第一項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるとき（被告人に弁護人がないときを含む。）は、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなる場合その他、他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、被告人及び弁護人に対し、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名又は住居を知る機会を与えないことができる。この場合において、被告人又は弁護人に代わる連絡先を知る機会を与えるなければならない。

第二百四十九条第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、第二百七十二条の三第三項又は第二百七十二条の四第四項（これららの規定を第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。第九項において同じ。）の規定により起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合（第三百十二条规定を第三百十二条规定の二第四項において準用する場合を含む。）の決定により通じることを除く。第九項において同じ。）であつて、当該氏名又は住居が起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（いずれも第二百七十二条の五第一項又は第二項（これらの規定を第三百十二条规定の二第四項において準用する場合を含む。）の決定により通じることを除く。第九項において同じ。）に該当し、かつ、第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述」とあるのは「証人の供述」と、「その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名」とあるのは「当該氏名」とする。

第二項前段に規定する場合において、被告人に弁護人がないときも、第三項と同様とする。この場合において、同項中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述」とあるのは「証人の供述」と、「その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名」とあるのは「当該氏名」とする。

検察官は、第二百四十九条第一項の規定により起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合において、証拠書類若しくは証拠物に氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されるべき場合において、証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、「検察官請求証人等」とある者は「当該氏名」とする。

検察官請求証人等の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えた上で、その検察官請求証人等の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、その検察官請求証人等の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防衛に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百四十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、第二百七十二条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出した場合又は第三百十二条の二第二項の規定により訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合であつて、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において同項中「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「これららに記載され又は記録された個人特定事項」と、同項ただし書中「その検察官請求証人等」とあるのは「これら

検察官は、第六項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるとき（被告人に弁護人がないときを含む。）は、

その検察官請求証人等の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなる場合その他の被告人の防衛に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、被告人及び弁護人に對し、証拠書類又は証拠物のうちその検察官請求証人等の氏名又は住居が記載され又は記録されている部分について閲覧する機会を与えないことができる。この場合において、被告人又は弁護人に對し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えなければならない。

第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、第二百七十二条の三第三項又は第二百七十二条の四第四項の規定により起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合であつて、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の供述」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人の供述」と、「その検察官請求人等の氏名又は住居」とあるのは「これらの個人特定事項」とする。

第七項前段に規定する場合において、被告人に弁護人がないときも、第八項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の供述」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人の供述」と、「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「これらの個人特定事項」とする。

検察官は、前各項の規定による措置をとつたときは、速やかに、裁判所にその旨を通知しなければならない。

第二百九十九条の五 裁判所は、検察官が前条第一項、第三項、第六項又は第八項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該措置の全部又は一部を取り消さなければならない。

一 当該措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがないとき。

二 当該措置により、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防衛に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

三 検察官のとつた措置が前条第三項又は第八項の規定によるものである場合において、同条第一項本文又は第六項本文の規定による措置によつて第一号に規定する行為を防止できるとき。

一 当該措置に係る氏名若しくは住居又は個人特定事項が起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（第三百十二条第一項の請求を却下する決定があつた場合における当該請求に係るものを除く。）に該当しないとき。

二 イ 又はロに掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。

イ 被害者の個人特定事項 当該措置に係る事件に係る罪が第二百七十二条の二第一項第一号イ及びロに規定するものに該当せず、かつ、当該措置に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。

ロ 被害者以外の者の個人特定事項 当該措置に係る者が第二百七十二条の二第一項第二号に掲げる者に該当しないとき。

三 検察官のとつた措置が前条第四項、第五項、第九項又は第十項の規定によるものである場合において、当該措置に係る個人特定事項が第二百七十二条の五第二項（第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものに該当するとき。

四 当該措置により、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関

五 檢察官のとつた措置が前条第四項、第五項、第九項又は第十項の規定によるものである場合不利益を生ずるおそれがあるとき。

において、同条第二項又は第七項の規定による措置によつて第二百七十七条の二第一項第一号ハ（1）及び第二号イに規定する名誉又は社会生活の平穏が著しく害されること並びに同項第一号ハ（2）及び第二号ロに規定する行為を防止できるとき。

裁判所は、第一項第二号又は第三号に該当すると認めて検察官がとつた措置の全部又は一部を取り消す場合において、同項第一号に規定する行為がなされるおそれがあると認めるとときは、弁護人に対し、当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、

又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該条件を付し、又は当該時期若しくは方法の指定をするにより、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他

の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二項第三号から第五号までに該当すると認めて検察官がとつた措置の全部又は一部を取り消す場合において、第二百七十二条の二第一項第一号ハ(1)若しくは第二号イに規定する名譽若

しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれ又は同項第一号ハ(2)する行為がなされるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。中「者の氏名又は住居」とあるのは、「個人特定事項」とする。

裁判所は、第一項又は第二項の請求について決定をするときは、検察官の意見を聽かなければならぬ。

第二百九十九条の六 時期若しくは方法を指定する裁判を含む。)に対しでは、即時抗告をすることができる。

らの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は贋写するに当たり、これらに記載され又は記録されている当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができない。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の第四第三項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させする行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聞き、相当と

認めるときは、弁護人が第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するについて、これらのうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じ、又は当該氏名若しくは住居を被告人に知らせてはな

らない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項若しくは第六項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察

官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の

関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第三項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させする行為がなされるおそれがあると認める場合において、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書若しくは

裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置に係る者の氏名若しくは住居の記載がないものを交付し、又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、当該氏名若しくは住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知

らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなると、きその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がな

されるおそれがあると認める場合において、被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び当該請求をした被告人その他訴訟関係人の意見を聽き、相当と認めるときは、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本

であつて当該措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを交付することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防護に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、

あるときは、この限りでない。

らの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び被告人の意見を聞き、相当と認めるときは、被告人が第四十九条の規定により公判調書を開覧し又はその朗読を求めるについて、このう

ち當該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の当事者の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるとき

その他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。第二百九十九条の七 検察官は、第二百九十九条の四第一項、第二項、第六項若しくは第七項の規定により付した条件が弁護人が棄却したとき、又はこれらの規定による時期若しくは方法の指定

に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

第2百四十九条の三規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又はこれらの規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適當な処置をとるべきことを請求することができる。

前二項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした検察官又は裁判所に通知しなければならない。
第三百三条 第三百二十一條第一項第二号後段の規定により証拠とすることができる書面について
は、検察官は、必ずその取調べを請求しなければならない。

第三百一条 第三百二十二条及び第三百二十四条第一項の規定により証拠とすることができる被告人の供述が自白である場合には、犯罪事実に関する他の証拠が取り調べられた後でなければ、その取調を請求することはできない。

第三百一条の二 次に掲げる事件について、検察官は、第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることができる書面であつて、当該事件についての第一百九十八条第一項の規定による取調べ（逮捕又は勾留されている被疑者の取調べに限る。第三項において同じ。）又は第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百十一条及び第二百十六条においてこれらとの規定を準用する場合を含む。第三項において同じ。）の弁解の機会に際して作成され、かつ、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものの取調べを請求した場合において、被告人又は弁護人が、その取調べの請求に関し、その承認が任意にされたものであることを理由として異議を述べたときは、その取調べの請求が任意にされたものであることを證明するため、当該書面が作成された取調べ又は弁解の機会の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を第四項の規定により記録した記録媒体の取調べを請求しなければならない。ただし、同項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による記録が行われなかつたことその他やむを得ない事情によって当該記録媒体が存在しないときは、この限りでない。

一 死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係る事件
二 短期一年以上の拘禁刑に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件
三 司法警察員が致送し又は送付した事件以外の事件（前二号に掲げるものを除く。）

検察官が前項の規定に違反して同項に規定する記録媒体の取調べを請求しないときは、裁判所は、決定で、同項に規定する書面の取調べの請求を却下しなければならない。

前二項の規定は、第一項各号に掲げる事件について、第三百二十四条第一項において準用する第三百二十二条第一項の規定により証拠とされるべきが該事件について、当該事件についての第一百九十八条第一項の規定による取調べ又は第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項の弁解の機会に際してされた被告人の供述（被告人に不利益な事実の承認を内容とするものに限る。）をその内容とするものとし、被告人又は弁護人が、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べた場合にこれを準用する。

検察官又は検察事務官は、第一項各号に掲げる事件（同項第三号に掲げる事件のうち、関連する事件が送致され又は送付されているものであつて、司法警察員が現に捜査していることその他の事情に照らして司法警察員が致送し又は送付することが見込まれるものと除く。）について、当該事件若しくは勾留されている被疑者を第二百九十八条第一項の規定により取り調べるときは又は被疑者に対し第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百十一条及び第二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、次の場合において、同項の規定により弁解の機会を与えるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時にを行う方法により記録媒体に記録しておかなければならぬ。司法警察員が、第一項第一号又は第二号に掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第二百九十八条第一項の規定により取り調べるととき又は被疑者に対し第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百十一条及び第二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときも、同様とする。

一 記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることができないとき。
二 被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

三 当該事件が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定により都道府県公安委員会の指定を受けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき。
四 前二号に掲げるもののほか、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若し

くはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができる」と認めるとき。

第三百二条 第三百二十二条乃至第三百二十三条又は第三百二十六条の規定により証拠とすることができる書面が検査記録の一部であるときは、検察官は、できる限り他の部分と分離してその取調を請求しなければならない。

第三百三条 公判準備において証人その他の者の尋問、検証、押収及び捜索の結果を記載した書面並びに押収した物については、裁判所は、公判期日において証拠書類又は証拠物としてこれを取り調べなければならない。

第三百四条 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人は、裁判長又は陪席の裁判官が、まず、これを尋問する。

検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問が終つた後、裁判長に告げて、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問することができる。この場合において、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の取調べが、検察官、被告人又は弁護人の請求にかかるものであるときは、請求をした者が、先に尋問する。

裁判所は、適当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、前二項の尋問の順序を変更することができる。

第三百四条の二 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人が被告人の面前（第一百五十七条の第五第一項に規定する措置を探る場合並びに第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）においては圧迫を受け充分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が出頭している場合に限り、検察官及び弁護人の意見を聴き、その証人の供述中被告人を退廷させることができ。この場合には、供述終了後被告人を入廷させ、これに証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えないなければならない。

第三百五条 検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠書類の取調べをするについては、裁判長は、その取調べを請求した者にこれを朗読させなければならない。ただし、裁判長は、自らこれを朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを朗読させることができる。

裁判所が職権で証拠書類の取調べをするについては、裁判長は、自らその書類を朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前二項の規定による証拠書類の朗讀は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。

第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗讀についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは、「証人等特定事項」とする。

第二百五十七条の六第四項の規定により記録媒体がその一部とされた調書の取調べについては、第一項又は第二項の規定による朗讀に代えて、当該記録媒体を再生するものとする。ただし、裁判長は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、当該記録媒体の再生に代えて、当該調書の取調べを請求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該調書に記録された供述の内容を告げさせ、又は自らこれを告げることができる。

裁判所は、前項の規定により第二百五十七条の六第四項に規定する記録媒体を再生する場合において、必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第二百五十七条の五に規定する措置を探ることができる。

第三百六条 検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠物の取調べをするについては、裁判長は、請求をした者をしてこれを示させなければならない。但し、裁判長は、自らこれを示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを示させなければならない。

第三百七条 証拠物中書面の意義が証拠となるものの取扱をするについては、前条の規定による外、第三百五条の規定による。

第三百七条の二 第二百九十二条の二の決定があつた事件については、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百四条乃至第三百二条及び第三百四条乃至前条の規定は、これを適用せず、証拠調査は、公判期日において、適当と認める方法でこれを行うことができる。

第三百八条 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人に対し、証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を与えるべきである。

第三百九条 検察官、被告人又は弁護人は、証拠調に関し異議を申し立てることができる。

検察官、被告人又は弁護人は、前項に規定する場合の外、裁判長の処分に対して異議を申し立てることができる。

裁判所は、前二項の申立てについて決定をしなければならない。

第三百十条 証拠調を終つた証拠書類又は証拠物は、遅滞なくこれを裁判所に提出しなければならない。但し、裁判所の許可を得たときは、原本に代え、その謄本を提出することができる。

第三百十一条 被告人は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し、供述を拒むことができる。

被告人が任意に供述をする場合には、裁判長は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。

陪席の裁判官、検察官、弁護人、共同被告人又はその弁護人は、裁判長に告げて、前項の供述を求めることができる。

第三百十二条 裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因又は罰條の追加、撤回又は変更を許さなければならない。

裁判所は、審理の経過に鑑み適当と認めるときは、訴因又は罰條を追加又は変更すべきことを命ずることができる。

第一項の請求は、書面を提出してしなければならない。

検察官は、第一項の請求と同時に、被告人に送達するものとして、前項の書面（以下「訴因変更等請求書面」という。）の謄本を裁判所に提出しなければならない。

裁判所は、前項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつたときは、遅滞なくこれを被告人に送達しなければならない。

第三項の規定にかかるわらず、被告人が在廷する公判庭においては、第一項の請求は、口頭ですることができる。この場合においては、第四項の規定は、適用しない。

裁判所は、訴因又は罰條の追加又は変更により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、被告人に十分な防御の準備をさせることとする。

第三百十二条の二 検察官は、訴因変更等請求書面に記載された第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、前条第五項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

前項の規定による求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の謄本に代わるもの（以下この条において「訴因変更等請求書面抄本等」という。）を提出して行わなければならぬ。

裁判所は、前項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたときは、前条第五項の規定にかかるわらず、遅滞なく訴因変更等請求書面抄本等を被告人に送達しなければならない。

第二百七十二条の五第一項中「第二百七十二条の二第四項」とあるのは、「第三百十二条の二第三項」と、第二百七十二条の六第五項及び第二百七十二条の八第一項中「同条第一項第一号」とあるのは、「第二百七十二条の二第一項第一号」と読み替えるものとする。

第三百十三条 裁判所は、適當と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定を以て、弁論を分離し若しくは併合し、又は終結した弁論を再開することができる。

裁判所は、被告人の権利を保護するため必要があるときは、裁判所の規則の定めるところにより、決定を以て弁論を分離しなければならない。

第三百十三条の二 この法律の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付した弁護人の選任は、弁論が併合された事件についてもその効力を有する。ただし、裁判所がこれと異なる決定をしたときは、この限りでない。

前項のただし書きの決定をするには、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならぬ。

第三百十四条 被告人が心神喪失の状態に在るときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、決定で、その状態の続いている間公判手続を停止しなければならない。但し、無罪、免訴、刑の免除又は公訴棄却の裁判をすべきことが明らかな場合には、被告人の出頭を待たないで、直ちにその裁判をすることができる。

被告人が病気のため出頭することができないときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、決定で、出頭することができるまで公判手続を停止しなければならない。但し、第二百八十四条及び第二百八十五条の規定により代理人を出頭させた場合は、この限りでない。

犯罪事実の存否の証明に欠くことのできない証人が病気のため公判期日に出頭することができないときは、公判期日外においてその取扱をするのを適當と認める場合の外、決定で、出頭することができるまで公判手続を停止しなければならない。

前三項の規定により公判手続を停止するには、医師の意見を聴かなければならぬ。

第三百十五条 開廷後裁判官がかわったときは、公判手続を更新しなければならない。但し、判決の宣告をする場合は、この限りでない。

第三百十五条の二 第二百九十二条の二の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第三百十六条 地方裁判所において一人の裁判官のした訴訟手続は、被告事件が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない。

前項の規定により公判手続を停止するには、医師の意見を聴かなければならぬ。

第三百十六条の二 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。

前項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。

第三百十六条の三 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期にこれを終結させるように努めなければならない。

訴訟関係人は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、相互に協力するとともに、その実施に関し、裁判所に進んで協力しなければならない。

第三百十六条の四 公判前整理手続においては、被告人に弁護人がなければその手続を行うことができない。

公判前整理手続において被告人に弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。

第三百六十六条の五

公判前整理手続においては、次に掲げる事項を行うことができる。

一 訴因又は罰条を明確にさせること。

二 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許すこと。

三 第二百七十二条の五第一項又は第二項（これらの規定を第三百二十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の請求について決定をすること。

四 公判期日においてすることを予定している主張を明らかにさせて事件の争点を整理すること。

五 証拠調べの請求をさせること。

六 前号の請求に係る証拠について、その立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせること。

七 証拠調べの請求に関する意見（証拠書類について第三百六十六条の同意をするかどうかの意見を含む）を確かめること。

八 証拠調べをする決定又は証拠調べの請求を却下する決定をすること。

九 証拠調べをする決定をした証拠について、その取調べの順序及び方法を定めること。

十 証拠調べに関する異議の申立てに対し決定をすること。

十一 第三目の定めるところにより証拠開示による裁定をすること。

十二 第三百六十六条の三十三第一項の規定による被告事件の手続への参加の申出に対する決定又は当該決定を取り消す決定をすること。

十三 公判期日を定め、又は変更することその他公判手続の進行上必要な事項を定めること。

第三百六十六条の六 裁判長は、訴訟関係人を出頭させて公判前整理手続をするときは、公判前整理手続期日を定めなければならない。

公判前整理手続期日は、これを検察官、被告人及び弁護人に通知しなければならない。

裁判長は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公判前整理手續期日を変更することができる。この場合においては、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならぬ。

第三百六十六条の七 公判前整理手續期日に検察官又は弁護人が出頭しないときは、その期日の手続を行うことができない。

第三百六十六条の八 弁護人が公判前整理手續期日に出頭しないとき、又は在席しなくなつたときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。

弁護人が公判前整理手續期日に出頭しないおそれがあるときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができます。

裁判長は、被告人を出頭させて公判前整理手續をする場合には、被告人が出頭する最初の公判前整理手續期日において、まず、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告知しなければならない。

第三百六十六条の十 裁判所は、弁護人の陳述又は弁護人が提出する書面について被告人の意思を確かめる必要があると認めるときは、公判前整理手續期日において被告人に対し質問を發し、及び弁護人に対し被告人と連署した書面の提出を求めることができる。

第三百六十六条の十一 裁判所は、合議体の構成員に命じ、公判前整理手續（第三百六十六条の五第二号、第三号、第八号及び第十号から第十二号までの決定を除く。）をさせることができる。この場合において、受命裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第三百六十六条の十二 公判前整理手續期日には、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

公判前整理手續期日における手続については、裁判所の規則の定めるところにより、公判前整理手續調書を作成しなければならない。

第二目 爭点及び証拠の整理

第三百六十六条の十三 檢察官は、事件が公判前整理手續に付されたときは、その証明予定事実（公判期日において証拠により証明しようとする事実をいう。以下同じ。）を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、当該書面には、証拠とすることができず、又は証拠としてその取調べを請求する意思のない資料に基づいて、裁判所に事件について偏見又は予断を生じさせるおそれのある事項を記載することができる。

第三百六十六条の十四 檢察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に對し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、贈写する機会）を与えること。

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

三 檢察官は、前項の規定による証拠の開示をした後、被告人又は弁護人から請求があつたときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表の交付をしなければならない。

前項の一覧表には、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める項目を記載しなければならない。

一 証拠物 品名及び数量

二 供述を録取した書面で供述者の署名又は押印のあるもの 当該書面の標目、作成の年月日及び作成者の氏名

三 証拠書類（前号に掲げるものを除く。） 当該証拠書類の標目、作成の年月日及び作成者の氏名

前項の規定にかかるらず、検察官は、同項の規定により第二項の一覧表に記載すべき事項であつて、これを記載することにより次に掲げるおそれがあると認めるものは、同項の一覧表に記載しないことができる。

一人の身体若しくは財産に害を加え又は人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

二 人の名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

三 犯罪の証明又は犯罪の捜査に支障を生ずるおそれ

検察官は、第二項の規定により一覧表の交付をした後、証拠を新たに保管するに至つたとき

は、速やかに、被告人又は弁護人に対し、当該新たに保管するに至つた証拠の一覧表の交付をしなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第三百六十六条の十五 檢察官は、前条第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するため重要なと認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防衛のために当該開示をすることの必要性

検察官は、その証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百六条の十三第三項の規定を準用する。

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の書面の提出及び送付並びに前項の請求の期限を定めることができる。

第三百六条の十四第一項、第三百六条の十五及び第三百六条の十六の規定は、第二項の規定により検察官が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。

第三百六条の二十二 被告人又は弁護人は、第三百六条の十三から第二百六条の二十まで（第三百六条の十四第五項を除く。）に規定する手続が終わった後、第三百六条の十七第一項の主張を追加し又は変更する必要があると認めるときは、速やかに、裁判所及び検察官に対し、その追加し又は変更すべき主張を明らかにしなければならない。この場合においては、第三百六十条の十三第一項後段の規定を準用する。

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人は、その証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百六条の十三第三項の規定を準用する。

被告人又は弁護人は、その証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百六条の二十四第五項を除く。の規定による証拠の取調べを請求しなければならない。

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人は、その証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。

裁判所は、第三百六条の十八及び第三百六条の十九の規定は、第二項の規定により被告人又は弁護人が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。

第三百六条の二十三 第二百九十九条の二及び第二百九十九条の三の規定は、検察官又は弁護人がこの目的による証拠の開示をする場合についてこれを準用する。

第三百六条の二十の規定は、第一項の追加し又は変更すべき主張に関連すると認められる証拠についてこれを準用する。

第三百六条の二十一 第二百九十九条の四の規定は、検察官が第三百六条の十四第一項（第三百六条の二十一第一項から第二百九十九条の七までの規定による証拠の開示をすべき場合についてこれを準用する。）の規定による証拠の開示をすべき場合についてこれを準用する。

第三百六条の二十二 第二百九十九条の五から第二百九十九条の七までの規定は、検察官が前項において準用する第二百九十九条の四第一項から第十項までの規定による措置をとつた場合についてこれを準用する。

第三百六条の二十四 裁判所は、公判前整理手続を終了するに当たり、検察官及び被告人又は弁護人との間で、事件の争点及び証拠の整理の結果を確認しなければならない。

第三目 証拠開示に関する裁定

第三百六条の二十五 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第三百六条の十四第一項（第三百六条の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については、検察官の請求により、第三百六条の十八（第三百六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については、検察官の請求により、第三百六条の二十一第一項若しくは第三百六条の二十二第四項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百六条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定する。

裁判所は、前項の請求について決定をすることは、相手方の意見を聽かなければならない。

第一項の請求についての決定に対しては、即時抗告ができる。

第三百六条の二十六 裁判所は、検察官が第三百六条の十四第一項若しくは第三百六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については、検察官の請求により、第三百六条の二十一第一項若しくは第三百六条の二十二第四項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百六条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定する。

で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聽かなければならない。

第一項の請求についての決定に対しては、即時抗告ができる。

第三百六条の二十七 裁判所は、第三百六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に對し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に對し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覽表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覽表の閲覧又は謄写をさせることができない。

第一項の規定は第三百六条の二十五第三項又は前条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、前項の規定は同条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、それぞれ準用する。

第一項の規定は第三百六条の二十五第三項又は前条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、前項の規定は同条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、それぞれ準用する。

第二款 期日間整理手続

第三百六条の二十八 裁判所は、審理の経過に鑑み必要と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第一回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。

期日間整理手続については、前款（第三百六条の二第一項及び第三百六条の九第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、検察官、被告人又は弁護人が前項の決定前に取調べを請求している証拠については、期日間整理手続において取調べを請求した証拠とみなし、第三百六条の六から第三百六条の十まで及び第三百六条の十二中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、同条第二項中「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるものとする。

第三款 公判手続の特例

第三百六条の二十九 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件を審理する場合には、第二百八十九条第一項に規定する事件に該当しないときであつても、弁護人がなければ開廷することはできない。

第三百六条の三十 公判前整理手続に付された事件については、被告人又は弁護人は、証拠により証明すべき事實その他の事實上及び法律上の主張があるときは、第二百九十六条の手続に引き続き、これを明らかにしなければならない。この場合においては、同条ただし書の規定を準用する。

第三百六条の三十一 公判前整理手続に付された事件については、裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、前条の手続が終わった後、公判期日において、当該公判前整理手続の結果を明らかにしなければならない。

期日間整理手続に付された事件については、裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、その手続が終わった後、公判期日において、当該期日間整理手続の結果を明らかにしなければならない。

第三百六条の三十二 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件については、検察官及び被告人又は弁護人は、第二百九十八条第一項の規定にかかるわらず、やむを得ない事由によつて公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかつたものを除き、当該公判前整理手続又は期日間整理手続が終わつた後には、証拠調査を請求することができない。

前項の規定は、裁判所が、必要と認めるときに、職権で証拠調査をすることを妨げるものではない。

第三節 被害者参加

第三百六条の三十三 裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手続への参加の申出がある

ときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手続への参加を許すものとする。

一 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪

二 刑法第百七十六条规定、第百七十七条、第百七十九条、第二百十一条、第二百二十条又は第二百四十四条から第二百二十七条までの罪

三 前号に掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（第一号に掲げる罪を除く。）

四 自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第四条、第五条又は第六条第三項若しくは第四項の罪

五 第一号から第三号までに掲げる罪の未遂罪

前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

公判期日は、これを被害者参加人に通知しなければならない。
裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士が多数である場合において、必要があると認めるときは、これらの者の全員又はその一部に対し、その中から、公判期日に出席する代表者を選定するよう求めることができる。
裁判所は、審理の状況、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の数その他の事情を考慮して、相応でないと認めるときは、公判期日の全部又は一部への出席を許さないことができる。
前各項の規定は、公判準備において証人の尋問又は検証が行われる場合について準用する。

第三百六十五条 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、当該被告事件についてのこの法律の規定による検察官の権限の行使に関し、意見を述べることができる。この場合において、検察官は、当該権限を行使し又は行使しないこととしたときは、必要に応じ、当該意見を述べた者に対し、その理由を説明しなければならない。

第三百六十六条の三十六 裁判所は、証人を尋問する場合において、被害人又はその委託を受けた弁護士から、その者がその証人を尋問することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出に係る尋問事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相當と認めるときは、情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。）についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について、申出をした者がその証人を尋問することを許すものとする。
前項の申出は、検察官の尋問が終わつた後（検察官の尋問がないときは、被告人又は弁護人の尋問が終わつた後）直ちに、尋問事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら尋問する場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。
裁判長は、第二百九十五条第一項から第四項までに規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする尋問が第一項に規定する事項以外の事項にわたるときは、これを制限することができる。

第三百六十六条の三十七 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者が被害人に対して第三百十一条第二項の供述を求めるための質問を發することの申出があるときは、被

告人又は弁護人の意見を聴き、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士がこの法律の規定による意見の陳述をするために必要があると認める場合であつて、審理の状況、申出に係る質問をする事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、申出をした者が被告人に對してその質問を發することを許すものとする。

前項の申出は、あらかじめ、質問をする事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら供述を求める場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長は、第二百九十五条第一項、第三項及び第四項に規定する場合のほか、被害者参加人はその委託を受けた弁護士のする質問が第一項に規定する意見の陳述をするために必要がある事項に關係のない事項にわたるとときは、これを制限することができる。

第三百六十六条の三十八 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、事実又は法律の適用について意見を陳述することの申出がある場合において、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公判期日において、第二百九十三条第一項の規定による検察官の意見の陳述の後に訴因として特定された事実の範囲内で、申出をした者がその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、申出をした者に制限する。

前項の申出は、あらかじめ、陳述する意見の要旨を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長は、第二百九十五条第一項、第三項及び第四項に規定する場合のほか、被害者参加人はその委託を受けた弁護士の意見の陳述が第一項に規定する範囲を超えるときは、これを制限することができる。

第一項の規定による陳述は、証拠とはならないものとする。

第三百六十六条の三十九 裁判所は、被害者参加人が第三百六十六条の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、被害者参加人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、被害者参加人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、被害者参加人に付き添わせることができるものとする。

前項の規定により被害者参加人に付き添うこととされた者は、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

裁判所は、第一項の規定により被害者参加人に付き添うこととされた者が、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容により、被害者参加人が被告人の面前において在席、尋問、質問又は陳述をするときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、弁護人が出頭している場合に限り、被告人との被害者参加人との間で、被告人から被害者参加人の状態を認識することができないようにするための措置を探ることができる。

裁判所は、被害者参加人が第三百六十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、被害者参加人が被告人の面前において在席、尋問、質問又は陳述をするときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその被害者参考の措置を探ることができる。

加入との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を探ることができること。

第四節 証拠

事実の認定は、証拠による。

第三百十七条 証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。

第三百十八条 強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他の任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。

前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

第三百二十条 第三百二十二条乃至第三百二十九条に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とするることはできない。

第一百九十二条の二の決定があつた事件の証拠については、前項の規定は、これを適用しない。但し、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りではない。

第三百二十二条 被告人以外の者が作成した供述又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができます。

一 裁判官の面前（第一百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異なる供述をしたとき。

二 檢察官の面前における供述については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異なる供述をしたとき。ただし、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信頼すべき特別の情況の存するときに限る。

三 前二号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、かつ、その供述者が犯罪事實の存否の證明に欠くことができないものであるとき。ただし、その供述が特に信頼すべき情況の下にされたものであるときには、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日における供述を録取した書面又は裁判所若しくは裁判官の検証の結果を記載した書面は、前項の規定にかかるわらず、これを証拠とすることができる。

検察官、検察事務官又は司法警察職員の検証の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときは、第一項の規定にかかるわらず、これを証拠とすることができます。

第三百二十二条の二 被告事件の公判準備若しくは公判期日における手続以外の刑事手続又は他の事件の刑事手続において第一百五十七条の六第一項又は第二項に規定する方法によりされた証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調書は、前条第一項の規定に限られ、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えない。

前項の規定により調書を取り調べる場合においては、第三百五十五条第五項ただし書の規定は、適用しない。

第一項の規定により取り調べられた調書に記録された証人の供述は、第二百九十五条第一項前段並びに前条第一項第一号及び第二号の適用については、被告事件の公判期日においてされたもののみなす。

第三百二十二条の三 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に用うる方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間ににおける供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた情況の下にされるものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの情況その他の事情を考慮し相当と認められるときは、第三百二十二条第一項の規定にかかるわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に對し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

一次に掲げる者

イ 刑法第七十六条、第七十七条、第八十一条若しくは第八十二条の罪若しくは同法第二百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの中の未遂罪の被害者

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの中の罪の未遂罪の被害者

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの中の罪の未遂罪の被害者

ロ 第二項の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪の被害者

ハ イ及びロに掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他的事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときは精神の平穀を著しく害されるおそれがあると認められる者

二 次に掲げる措置

イ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置

ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

前項の規定により取り調べられた記録媒体に記録された供述者の供述は、第二百九十五条第一項前段の規定の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

第三百二十二条 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができます。ただし、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百二十九条の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるとときは、これを証拠とすることはできない。

被告人の公判準備又は公判期日における供述を録取した書面は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限り、これを証拠とすることができます。

第三百二十三条 第三百二十二条から前条までに掲げる書面以外の書面は、次に掲げるものに限り、これを証拠とすることができます。

一 戸籍謄本、公正証書謄本その他の公務員（外国の公務員を含む。）がその職務上証明することができる事実についてその公務員の作成した書面

二 商業帳簿、航海日誌その他業務の通常の過程において作成された書面

三 前二号に掲げるもののほか特に信用すべき情況の下に作成された書面

第三百二十四条 被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人の供述をその内容とするものについては、第三百二十二条の規定を準用する。

被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人以外の者の供述をその内容とするものについては、第三百二十二条第一項第三号の規定を準用する。

裁判所は、第三百四十二条の二の許可をする場合には、その許可を受ける者の渡航先を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。

第九十四条第二項及び第三項の規定は、帰国等保証金の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「保釈請求者」とあるのは、「第三百四十二条の三の請求をした者」と、同条第三項中「被告人」とあるのは、「拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者」と読み替えるものとする。

する取扱い書類として、監査法第五十一条に規定する過去強制令書の発付又は監査法第四十四条に規定する監理措置決定を受けたときは、決定で、当該許可を取り消さなければならぬ。

裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定で、第三百四十二条の二の許可を取り消すことができる。

一 第三百四十二条の二の許可を受けた者が、正当な理由がなく、指定期間内に本邦に帰国せず又は上陸しないと疑うに足りる相当な理由があるとき。

二 第三百四十二条の二の許可を受けた者が渡航先の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき。

前項の規定により第三百四十二条の二の許可を取り消す場合には、裁判所は、決定で、帰国等保証金（第九十四条第一項の保証金が納付されている場合にあつては、当該保証金。次項において同じ。）の全部又は一部を没収することができる。

第三百四十二条の二の許可を受けた者が、正当な理由がなく、指定期間内に本邦に帰国せざり又は上陸しなかつたときは、裁判所は、検察官の請求により、又は職権で、決定で、帰国等保証金の全部又は一部を没収することができる。

二条の二の許可を受けないで本邦から出国し若しくは出国しようとしたとき、第一条の許可を受けた被告人について前条第二項の規定により当該許可が取り消されたとき、又は第三百四十二条の二の許可を受けた被告人が正当な理由がなく指定期間内に本邦に帰国せず若しくは上陸しなかつた

たときは、検察官の請求により、又は職権で、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める決定をすることができる。
一　当該被告人について勾留状が発せられていない場合　勾留する決定

第三百四十三条 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告があつたときは、保釈又は勾留の執行停止は、その効力を失う。

二百七十二条の八第五項（第三百二十二条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を準用する。この場合において、第二百七十二条の八第五項中「第一項（一）あること」の「第一項（一）と読み替えるもの」とする。

第三百四十三条の二 檢察官は拘禁刑以上の刑に処する半決の宣告によつて供給又は公務の執行停止がその効力を失つた場合において、被告人が刑事施設に収容されていないときは、被告人に対し、指定する日時及び場所に出頭することを命ずることができる。

第三百四十三条の三 前条の規定による命令を受けた被告人が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第三百四十四条 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告があつた後は、第六十条第二項ただし書及び第八十九条の規定は、これを適用しない。

拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告があつた後は、第九十条の規定による保釈を許すには、同条に規定する不利益その他の不利益の程度が著しく高い場合でなければならない。ただし、保釈された場合に被告人が逃亡するおそれの程度が高くないと認めるに足りる相当な理由があるときは、この限りでない。

第三百四十五条 無罪、免訴、刑の免除、刑の全部の執行猶予、公訴棄却（第三百三十八条第四号による場合を除く。）、罰金又は料金の裁判の告知があつたときは、勾留状は、その効力を失う。
第三百四十五条の二 裁判所は、罰金の裁判（その刑の執行猶予の言渡しをしないものに限る。以下同じ。）の告知を受けた被告人について、当該裁判の確定後に罰金を完納することができないこととなるおそれがあると認めるときは、勾留状を発する場合を除き、検察官の請求により、又は裁判所、大法官、裁判所の判事、裁判官の請求により、勾留状を発する。

は職権で決定して裁判所の許可を受けなければ本邦から出国してはならないことを命ずるものとする。

第三百四十五条の三 第三百四十二条の三から第三百四十二条の八までの規定は、前条の許可について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

十二条の四第二項、第三百四十處する判決の宣告

第三百四十二条の五第二項
第三百四十二条の五第二項
宣告された判決に告知された裁判に係る罰金の金額及び罰金を完
了することができない場合における留置の期間
係る刑名及び刑期納することができる場合における留置の期間

第三百四十二条の六第二項
第三百四十二条の八第一項

ときは
場合において、当該決定に係る罰金の裁判の確定後に罰金を完納することができないこととなるのでそれだと認めるときは

第三百四十五條の四　表半所に、第三百四十五條の二の規定による決定の理由がなくなつたと認めることは、検察官、当該決定を受けた者若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定で、当該決定を取り消さなければならぬ。

裁判所は、検察官の請求による場合を除いて、前項の規定による決定をするときは、あらかじめ、検察官の意見を聴かなければならない。
第三百四十六条 押収した物について、没収の言渡がないときは、押収を解く言渡があつたものと

第三百四十七条 押収した贓物で被害者に還付すべき理由が明らかなるものは、これを被害者に還付する。する言渡しがなればならない。

第三百四十八条 裁判所は、罰金、科料又は追徴を言い渡す場合において、判決の確定を待つてはその執行をすることができず、又はその執行をするのに著しい困難を生ずる虞があると認めるとときは、検察官の請求により又は職権で、被告人に対し、仮に罰金、科料又は追徴に相当する金額を納付すべきことを命ずることができる。

仮納付の裁判は、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。返納付の裁判は、直ちにこれを執行することができる。

第三百四十九条 刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、検察官は、刑の言渡しを受けた者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対しその請求をしなければならない。

本第二百九十三条第一項の規定による意見の陳述において、被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述すること。
トヘ即決裁判手続の申立てをすること。
ト略式命令の請求をすること。

即決裁判手続の申立てをすること

前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期拘禁刑に当たるもの）を除く。」をいう。

刑法第二十七条第四項若しくは第五項又は第二十九条の七第四項若しくは第五項の規定に依る執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、第二項の請求は、同法第二十七条第二項前段に規定する刑の全部の執行猶予の期間内又は同法第二十七条の七第二項後段に規定する刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪であつて当該請求の理由に係るものについて罰金以上の刑に処する裁判が確定した日から二箇月を経過した後は、これをすることができない。

前項の場合において訴訟をしなければならない。前項の場合において訴訟をしなければならない。前項の場合において訴訟をしなければならない。前項の場合において訴訟をしなければならない。

第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
観察官に意見を述べさせることができる。

第三百五十五条 刑法第五十二条の規定により刑を定むべき場合には、検察官は、その犯罪事実について最終の判決をした裁判所にその請求をしなければならない。この場合には、前条第一項及び第五項の規定を準用する。

第四章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意 第一節 合意及び協議の手続

第三百五十九条の二 檢察官は、特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人が特定犯罪に係る他人の刑事事件（以下単に「他人の刑事事件」という。）について「一又は二以上の第一号に掲げる行為をすることにより得られる証拠の重要性、関係する犯罪の輕重及び情状、当該関係する犯罪の関連性の程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、被疑者又は被告人との間で、被疑者又は被告人が当該他人の刑事事件について「一又は二以上の同号に掲げる行為をし、かつ、検察官が被疑者は被告人の当該事件について一又は二以上の第二号に掲げる行為をする内容とする合意をすることができる。

イ 第百九十八条第一項又は第二百一十三条第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して真実の供述をすること。

ハ 口 証人として尋問を受ける場合において眞実の供述をすること。
検察官、検察事務官又は司法警察職員による証拠の収集に関し、証拠の提出その他の必要な協力をすること（イ及びロに掲げるものを除く。）。

イ 次に掲げる行為
　公訴を提起しないこと。

公訴を取り消すこと。

二 特定の訴因若しくは罰条への追加若しくは撤回又は特定の訴因若しくは罰条への変更を請求すること。

本 第二百九十三条第一項の規定による意見の陳述において、被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述すること。

へ 即決裁判手続の申立てをすること。

ト 略式命令の請求をすること。

前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期拘禁刑に当たるもの除く。）をいう。

一 刑法第九十六条规定から第九十六条の六まで若しくは第一百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪、同法第一百五十七条の罪、同法第一百五十八条の罪（同法第一百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪又は同法第一百五十七条第一項若しくは第二項の罪に係るものに限る。）又は同法第一百五十九条から第六百三十三条の五まで、第一百九十七条から第六百九十七条の四まで、第一百九十八条、第二百四十六条から第二百五十条まで若しくは第二百五十二条から第二百五十四条までの罪

二 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪处罚法」という。）第三条第一項第一号から第四号まで、第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪、同項第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪の未遂罪又は組織的犯罪处罚法第十条若しくは第十一条の罪

三 前二号に掲げるもののほか、租税に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十一年法律第五十四号）又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の罪その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるもの

四 次に掲げる法律の罪

イ 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）

ロ 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）

ハ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）

ニ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）

ホ 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）

ト あん法（昭和二十九年法律第七十一号）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）

チ 第一百四十三条若しくは第五条の二の罪又は組織的犯罪处罚法第七条の罪（同条第一項第一号から第三号までに掲げる者に係るものに限る。）若しくは組織的犯罪处罚法第七条の二の罪（いずれも前各号に掲げる罪を本犯の罪とするものに限る。）

第一項の合意には、被疑者がする同項第一号に掲げる行為又は検察官がする同項第二号に掲げる行為に付随する事項その他の合意の目的を達するため必要な事項をその内容として含めることができる。

第三百五十条の三 前条第一項の合意をするには、弁護人の同意がなければならない。

前条第一項の合意は、検察官、被疑者又は被告人及び弁護人が連署した書面により、その内容を明らかにしてするものとする。

第三百五十条の四 第三百五十条の二第一項の合意をするため必要な協議は、検察官と被疑者又は被告人及び弁護人との間で行うものとする。ただし、被疑者又は被告人及び弁護人に異議がないときは、協議の一部を弁護人のみとの間で行うことができる。

第三百五十条の五 前条の協議に於いて、弁護者は、皮筋書又は皮筋書に付し、也入の刑事事件中

る同条の罪に当たる場合において、これらの罪に係る事件において用いるときは、これを適用しない。

第三百五十条の六 檢察官は、司法警察員が送致し若しくは送付した事件又は司法警察員が現に捜査していると認める事件について、その被疑者との間で第三百五十条の四の協議を行おうとするときは、あらかじめ、司法警察員と協議しなければならない。検察官は、第三百五十条の四の協議に係る他人の刑事案件について司法警察員が現に捜査して、当該他の人の刑事案件の捜査のため必要と認めるときは、前条第一項の規定により供述を求めることができる。この場合において、司法警察員は、検察官の個別の授権の範囲内で、検察官が第三百五十条の二第一項の合意の内容とすることを提案する同項第二号に掲げる行為の内容の提示をることができる。

第二節 公判手続の特例

第三百五十条の七 檢察官は、被疑者との間で第三百五十条の二第一項の合意がある場合において、当該合意に係る被疑者の事件について公訴を提起したときは、第二百九十五条の手続が終わった後（事件が公判前整理手続に付された場合にあつては、その後）遅滞なく、証拠として第三百五十条の三第二項の書面（以下「合意内容書面」という。）の取調べを請求しなければならない。被告事件について、公訴の提起後に被告人との間で第三百五十条の二第一項の合意をしたときも、同様とする。

前項の規定により合意内容書面の取調べを請求する場合において、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしているときは、検察官は、あわせて、同項の書面の取調べを請求しなければならない。

第一項の規定により合意内容書面の取調べを請求した後に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面の取調べを請求しなければならない。

第三百五十条の八 被告人以外の者の供述録取書等であつて、その者が第三百五十条の二第一項の合意に基づいて作成したもの又は同項の合意に基づいてされた供述を録取し若しくは記録したものについて、検察官、被告人若しくは弁護人が取調べを請求し、又は裁判所が職権でこれを取り調べることとしたときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調べを請求しなければならない。この場合においては、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第三百五十条の九 檢察官、被告人若しくは弁護人が証人尋問を請求し、又は裁判所が職権で証人尋問を行うこととした場合において、その証人となるべき者との間で当該証人尋問についてした第三百五十条の二第一項の合意があるときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百五十条の七第三項の規定を準用する。

第三節 合意の終了

第三百五十条の十 次の各号に掲げる事由があるときは、当該各号に定める者は、第三百五十条の二第一項の合意から離脱することができる。

一 第三百五十条の二第一項の合意の当事者が当該合意に違反したとき その相手方
二 次に掲げる事由 被告人
イ 檢察官が第三百五十条の二第一項第二号ニに係る同項の合意に基づいて訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を請求した場合において、裁判所がこれを許さなかつたとき。

ハ 檢察官が第三百五十条の二第一項第二号ヘに係る同項の合意に基づいて即決裁判手続の申立てをした事件について、裁判所がこれを却下する決定（第三百五十条の二十二第三号又は第四号に掲げる場合に該当することを理由とするものに限る。）をし、又は第三百五十条の四の規定による意見の陳述において被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述した事件について、裁判所がその刑より重い刑の言渡しをしたとき。

ハ 檢察官が第三百五十条の二第一項第二号ヘに係る同項の合意に基づいて即決裁判手続の申立てをした事件について、裁判所がこれを却下する決定（第三百五十条の二十二第三号又は第四号に掲げる場合に該当することを理由とするものに限る。）をし、又は第三百五十条の四の規定による意見の陳述において被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述した事件について、裁判所がその刑より重い刑の言渡しをしたとき。

ハ 檢察官が第三百五十条の二第一項第二号ヘに係る同項の合意に基づいて即決裁判手続の申立てをした事件について、裁判所がこれを却下する決定（第三百五十条の二十二第三号又は第四号に掲げる場合に該当することを理由とするものに限る。）をし、又は第三百五十条の四の規定による意見の陳述において被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述した事件について、裁判所がその刑より重い刑の言渡しをしたとき。

載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なる供述をしたことにより同号に該当する場合を除く。）となつたことを理由として第三百五十条の二十二の決定を取り消したとき。

二 檢察官が第三百五十条の二第一項第一号トに係る同項の合意に基づいて略式命令の請求をした事件について、裁判所が第四百六十三条第一項若しくは第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとし、又は検察官が第四百六十五条第一項の規定により正式裁判の請求をしたとき。

三次に掲げる事由 檢察官

イ 被告者又は被告人が第三百五十条の四の協議においてした他人の刑事案件についての供述の内容が真実でないことが明らかになつたとき。

ロ 第一号に掲げるもののほか、被疑者若しくは被告人が第三百五十条の二第一項の合意に基づいてした供述の内容が真実でないと又は被疑者若しくは被告人が同項の合意に基づいてした証拠が偽造若しくは改造されたものであることが明らかになつたとき。

前項の規定による離脱は、その理由を記載した書面により、当該離脱に係る合意の相手方に對し、当該合意から離脱する旨の告知をして行うものとする。

第三百五十条の十一 檢察官が第三百五十条の二第一項第二号イに係る同項の合意に基づいて公訴を提起しない处分をした事件について、検察審査会法第三十九条の五第一項第一号若しくは第二号の議決又は同法第四十一条の六第一項の起訴議決があつたときは、当該合意は、その効力を失う。

前項の規定は、次に掲げる場合には、これを適用しない。

一 前条に規定する議決の前に被告人がした行為が、当該合意に違反するものであつたことが明らかになり、又は第三百五十条の十第一項第三号イ若しくはロに掲げる事由に該当することとなつたとき。

二 被告人が当該合意に基づくものとしてした行為又は当該協議においてした行為が第三百五十条の十五第一項の罪、刑法第一百三条、第一百四条、第一百六十九条若しくは第二号に掲げる者に係る同項の罪に当たる場合において、これらの罪に係る事件において用いるとき。

三 証拠とすることについて被告人に異議がないとき。

第四節 合意の履行の確保

第三百五十条の十三 檢察官が第三百五十条の二第一項第二号イからニまで、ヘ又はトに係る同項の合意（同号ヘに係るものについては、特定の訴因及び罰条により公訴を提起する旨のものに限る。）に違反して、公訴を提起し、公訴を取り消さず、異なる訴因及び罰条により公訴を提起し、訴因若しくは罰条の追加、撤回若しくは変更を請求することなく若しくは異なる訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回若しくは異なる訴因若しくは罰条への変更を請求して公訴を維持し、又は即決裁判手続の申立て若しくは略式命令の請求を同時にすることなく公訴を提起したときは、判決で当該公訴を棄却しなければならない。

検察官が第三百五十条の二第一項第二号ヘに係る同項の合意（特定の訴因及び罰条により公訴を維持する旨のものに限る。）に違反して訴因又は罰条の追加又は変更を請求したときは、裁判所は、第三百十二条第一項の規定にかかるわらず、これを許してはならない。

第三百五十条の十四 檢察官が第三百五十条の二第一項の合意に違反したときは、被告人が第三百五十条の四の協議においてした供述及び当該合意に基づいてした被告人の行為により得られた証拠は、これらを証拠とすることはできない。

前項の規定は、当該被告人の刑事事件の証拠とすることについて当該被告人に異議がない場合及び当該被告人以外の者の刑事事件の証拠とすることについてその者に異議がない場合には、これを適用しない。

第三百五十条の十五 第三百五十条の二第一項の合意に違反して、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対し、虚偽の供述をし又は偽造若しくは変造の証拠を提出した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

前項の罪を犯した者が、当該合意に係る他人の刑事事件の裁判が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第五章 即決裁判手続

第一節 即決裁判手続の申立て

第三百五十条の十六 検察官は、公訴を提起しようとする事件について、事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たる事件については、この限りでない。

前項の申立ては、即決裁判手続によることについての被疑者の同意がなければ、これをすることができない。検察官は、被疑者に対し、前項の同意をするかどうかの確認を求めるときは、これを書面でしなければならない。この場合において、検察官は、被疑者に対し、即決裁判手続を理解させたために必要な事項（被疑者に弁護人がないときは、次条の規定により弁護人を選任することができる旨を含む）を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならない。被疑者に弁護人がある場合には、第一項の申立ては、被疑者が第二項の同意をするほか、弁護人が即決裁判手続によることについて同意をし又はその意見を留保しているときに限り、これを被疑者が第二項の同意をし、及び弁護人が前項の同意をし又はその意見を留保するときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。

第一項の書面には、前項の書面を添付しなければならない。

第三百五十条の十七 前条第三項の確認を求められた被疑者が即決裁判手続によることについて同意をするかどうかを明らかにしようとする場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならぬ。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第三百五十条の三 被告人の請求をする場合についてこれを準用する。

第二節 公判準備及び公判手続の特例

第三百五十条の十八 即決裁判手続の申立てがあつた場合において、被告人に弁護人がないときは、裁判長は、できる限り速やかに、職権で弁護人を付さなければならない。

第三百五十条の十九 検察官は、即決裁判手続の申立てをした事件について、被告人又は弁護人に与えるべき場合には、できる限り速やかに、その機会を与えるべきである。

第三百五十条の二十 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、弁護人が即決裁判手続によることについてその意見を留保しているとき、又は即決裁判手続の申立てがあつた後に弁護人が選任されたときは、弁護人に対し、できる限り速やかに、即決裁判手続によることについて同意をするかどうかの確認を求めなければならない。

弁護人は、前項の同意をするときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。

第三百五十条の二十一 裁判長は、即決裁判手続の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、その申立て後（前条第一項に規定する場合においては、同項の同意があつた後）、できる限り早い時期の公判期日を定めなければならない。

第三百五十条の二十二

裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、第二百九十二条第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしたときは、次に掲げる場合を除き、即決裁判手続によつて審判をする旨の決定をしなければならない。

一 第三百五十条の十六第二項又は第四項の同意が撤回されたとき。

二 第三百五十条の二十第一項に規定する場合において、同項の同意がされなかつたとき、又は

三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即決裁判手続によることができないものであると認められるとき。

四 当該事件が即決裁判手続によることが相当でないものであると認めるとき。

第三百五十条の二十三 前条の手続を行う公判期日及び即決裁判手続による公判期日については、弁護人がないときは、これを聞くことができない。

第三百五十条の二十四 第三百五十条の二十二の決定のための審理及び即決裁判手続による審判については、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条から第三百二条まで及び第三百四条から第三百七条までの規定は、これを適用しない。

即決裁判手続による証拠調べは、公判期日において、適當と認める方法でこれを行うことができる。

第三百五十条の二十五 裁判所は、第三百五十条の二十二の決定があつた事件について、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該決定を取り消さなければならない。

一 判決の言渡し前に、被告人又は弁護人が即決裁判手続によることについての同意を撤回したとき。

二 判決の言渡し前に、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述を撤回したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即決裁判手続によることができないものであると認めたとき。

四 当該事件が即決裁判手続によることが相当でないものであると認めるとき。

前項の規定により第三百五十条の二十二の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。ただし、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第三百五十条の二十六 即決裁判手続の申立てを却下する決定（第三百五十条の二十二第三号又は第四号に掲げる場合に該当することを理由とするものを除く。）があつた事件について、当該決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときは、第三百四十条の規定にかかわらず、同一事件について更に公訴を提起することができる。前条第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は實質的に異なるたる供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことを理由として第三百五十条の二十二の決定が取り消された事件について、当該取消しの決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときも、同様とする。

第三百五十条の二十七 第三百五十条の二十二の決定があつた事件の証拠については、第三百二十一条第一項の規定は、これを適用しない。ただし、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

第四節 公判の裁判の特例

第三百五十条の二十八 裁判所は、第三百五十条の二十二の決定があつた事件については、できる限り、即日判決の言渡しをしなければならない。

第三百五十条の二十九 即決裁判手続において拘禁刑の言渡しをする場合には、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしなければならない。

第三百五十二条 檢察官又は被告人は、上訴をすることができる。

第二百六十六条第二号の規定により裁判所の審判に付された事件と他の事件とが併合して審判され、一個の裁判があつた場合には、第二百六十八条第二項の規定により検察官の職務を行う弁護士及び当該他の事件の検察官は、その裁判に対し各自独立して上訴をすることができる。

第三百五十三条 檢察官又は被告人以外の者で決定を受けたものは、抗告をすることができる。

第三百五十四条 勾留に対しては、勾留の理由の開示があつたときは、その開示の請求をした者も、被告人のため上訴をすることができる。その上訴を棄却する決定に対しても、同様である。

第三百五十五条 原審における代理人又は弁護人は、被告人のため上訴をすることができる。

第三百五十六条 前三条の上訴は、被告人の明示した意思に反してこれをすることができない。

第三百五十七条 上訴は、裁判の一部に対してこれをすることができる。部分を限らないで上訴をしたときは、裁判の全部に対してしたものとみなす。

第三百五十八条 上訴の提起期間は、裁判が告知された日から進行する。

第三百五十九条 檢察官、被告人又は第三百五十二条に規定する者は、上訴の放棄又は取下をすることができる。

第三百六十条 第三百五十三条又は第三百五十四条に規定する者は、書面による被告人の同意を得て、上訴の放棄又は取下をすることができる。

第三百六十二条 第三百五十三条の二の死刑又は無期拘禁刑に処する判決に対する上訴は、前二条の規定にかかわらず、これを放棄することができない。

第三百六十三条 上訴放棄の申立は、書面でこれをしなければならない。

第三百六十四条 上訴の放棄又は取下をした者は、その事件について更に上訴をすることができない。

第三百六十五条 上訴の放棄又は取下をした被告人も、同様である。

第三百六十六条 第三百五十一条乃至第三百五十五条の規定により上訴をすることができる者は、自己又は代人の責に帰することができない事由によって上訴の提起期間内に上訴をすることができる。

第三百六十七条 上訴権回復の請求は、事由が止んだ日から上訴の提起期間に相当する期間内にこれを行ななければならぬ。

上訴権回復の請求をする者は、その請求と同時に上訴の申立をしなければならない。

第三百六十八条 上訴権回復の請求についてした決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第三百六十九条 上訴権回復の請求があつたときは、原裁判所は、前条の決定をするまで裁判の執行を停止する決定をすることができる。この場合には、被告人に対し勾留状を発することができない。

第三百七十条 刑事施設にいる被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書を刑事施設の長又はその代理人に差し出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。

第三百七十二条 上訴権回復の請求があつたときは、原裁判所は、前条の決定をするまで裁判の執行を停止する決定をすることができる。この場合には、被告人に対し勾留状を発することができない。

第三百七十三条 控訴の提起期間は、十四日とする。

第三百七十四条 控訴をするには、申立書を第一審裁判所がした第一審の判決に対してこれをすることができる。

第三百七十五条 控訴の申立が明らかに控訴権の消滅後にされたものであるときは、第一審裁判所は、決定でこれを棄却しなければならない。この決定に対しても、即時抗告をすることができない。

第三百七十六条 控訴申立人は、裁判所の規則で定める期間内に控訴趣意書を控訴裁判所に差し出さなければならない。

控訴趣意書には、この法律又は裁判所の規則の定めるところにより、必要な疎明資料又は検察官若しくは弁護人の保証書を添附しなければならない。

第三百七十七条 左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その事由があることの充分な証明をすることができる旨の検察官又は弁護人の保証書を添附しなければならない。

一 法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。

二 法令により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。

第三百七十八条 左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき法令の違反があることを信ずるに足りるものを使用しなければならない。

第三百七十九条 前二条の場合を除いて、訴訟手続に法令の違反があつてその違反が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき法令の違反があることを信ずるに足りるものを使用しなければならない。

第三百八十二条 法令の適用に誤があつてその誤が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その誤及びその誤が明らかに判決に影響を及ぼすべきことを示さなければならない。

第三百八十三条 刑の量定が不当であることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて刑の量定が不当であることを信ずるに足りるものを使用しなければならない。

第三百八十四条 刑の量定が影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて刑の量定が不当であることを信ずるに足りるものを使用しなければならない。

第三百八十五条 事実の誤認があつてその誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて前二条に規定する控訴申立の理由があつて前二条に規定する控訴申立の理由があつても、控訴趣意書にこれを援用することができる。

第三百八十六条 事実の誤認があつてその誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて前二条に規定する控訴申立の理由があつても、控訴趣意書にこれを援用することができる。

第三百八十七条 第一审の弁論終結後判決前に生じた事実であつて前二条に規定する控訴申立の理由があつても、控訴趣意書にこれを援用することができる。

第三百八十八条 前二項の場合には、控訴趣意書に、その事実を疎明する資料を添附しなければならない。

第三百八十九条 前二項の場合には、やむを得ない事由によつてその証拠の取調を請求することができなかつた旨を疎明する資料を添附しなければならない。

第三百九十条 左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その事由があることを理由とするときに限り、これをすることができる。

第四百三条の三 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた被告人について、次に掲げる裁判の告知があつたときは、当該被告人に対しても、第三百四十二条の二の規定は、適用しない。

一 拘禁刑以上の刑に処する原判決を破棄する判決
二 拘禁刑以上の刑に処する原判決に係る被告事件についての公訴を棄却する決定
前項第一号に掲げる判決の宣告があつた場合（第四百条ただし書の規定により更に第三百四十五条に規定する裁判をした場合を除く。）には、第三百四十二条の八第一項（第一号に係る部分に限り、第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による決定に係る勾留状は、その効力を失う。

拘禁刑以上の刑に処する判決に對する控訴が棄却されたときは、第三百四十二条の二（第四百条において準用する場合を含む。）の許可は、その効力を失う。

第四百三条の四 次に掲げる裁判の告知があつたときは、第三百四十五条の二（次条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による決定は、その効力を失う。

一 第三百四十五条の二の規定による決定に係る罰金の原判決を破棄する判決
二 第三百四十五条の二の規定による決定に係る罰金の原判決に係る被告事件についての公訴を棄却する決定

前項第一号に掲げる判決があつた場合（第四百条ただし書の規定により更に第三百四十五条に規定する裁判をした場合を除く。）には、第三百四十五条の三（次条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第三百四十二条の八第一項（第一号に係る部分に限り、第四百四条の規定による決定に係る勾留状は、その効力を失う。）の規定による決定に係る勾留状は、その効力を失う。

第四百四条 第二編中公判に関する規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、控訴の審判についてこれを準用する。

第三章 上告

第四百五条 高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に對しては、左の事由があることを理由として上告の申立をすることができる。

一 憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤があること。
二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。
三 最高裁判所の判例がない場合に、大審院若しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又はこの法律施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

第四百六条 最高裁判所は、前条の規定により上告をできる場合以外の場合であつて限り、裁判所の規則の定めるところにより、自ら上告審としてその事件を受理することができない。

第四百七条 上告趣意書には、裁判所の規則の定めるところにより、上告の申立の理由を明示しなければならない。

第四百八条 上告裁判所は、上告趣意書その他の書類によつて、上告の申立の理由がないことが明らかであると認めるときは、弁論を経ないで、判決で上告を棄却することができる。

第四百九条 上告審においては、公判期日に被告人を召喚することを要しない。
第四百十条 上告裁判所は、第四百五条各号に規定する事由がある場合は、この限りでない。
第四百十一条 上告裁判所は、第四百五条各号に規定する事由がない場合であつても、左の事由があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

一 判決に影響を及ぼすべき法令の違反があること。
二 刑の量定が甚しく不适当であること。
三 判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があること。

四五 再審の請求をすることができる場合にあたる事由があること。

五 判決があつた後に刑の廢止若しくは変更又は大赦があつたこと。

第四百十二条 不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄

控訴裁判所又は管轄第一審裁判所に移送しなければならない。但し、上告裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができるものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることができる。

第四百十三条 前条に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所若しくは第一審裁判所に差し戻し、又はこれらと同等の他の裁判所に移送しなければならない。但し、上告裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができるものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることができる。

第四百十四条 前章の規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第四百十五条 上告裁判所は、その判決の内容に誤のあることを發見したときは、検察官、被告人又は弁護人の申立により、判決でこれを訂正することができる。

前項の申立は、判決の宣告があつた日から十日以内にこれをしなければならない。

上告裁判所は、適當と認めるときは、第一項に規定する者の申立により、前項の期間を延長することができる。

第四百十六条 訂正の判決は、弁論を経ないでもこれをすることはできる。

第四百十七条 上告裁判所は、訂正の判決をしないときは、速やかに決定で申立を棄却しなければならない。

訂正の判決に対しては、第四百十五条第一項の申立をすることはできない。

第四百十八条 上告裁判所の判決は、宣告があつた日から第四百十五条の期間を経過したとき、又はその期間内に同条第一項の申立があつた場合には訂正の判決若しくは申立を棄却する決定があつたときに、確定する。

第四章 抗告

第四百十九条 抗告は、特に即時抗告をできる旨の規定がある場合の外、裁判所のした決定に対してこれをすることはできる。但し、この法律に特別の定のある場合は、この限りでない。

第四百二十一条 裁判所の管轄又は訴訟手続に關し判決前にした決定に對しては、この法律に特に即時抗告をすることはできる旨の規定がある場合を除いては、抗告をすることはできない。前項の規定は、勾留、保釈、押収又は押収物の還付に関する決定及び鑑定のためにする留置に関する決定については、これを適用しない。

勾留に對しては、前項の規定にかわらず、犯罪の嫌疑がないことを理由として抗告をすることはできない。

第四百二十二条 即時抗告の提起期間は、三日とある。

第四百二十三条 抗告をするには、申立書を原裁判所に差し出さなければならない。

第四百二十四条 抗告は、即時抗告を除いては、何時でもこれをすることはできる。但し、原決定を取り消しても實益がないようになつたときは、この限りでない。

原裁判所は、抗告を理由があるものと認めるときは、決定を更正しなければならない。抗告の全部又は一部を理由がないと認めるときは、申立書を受け取つた日から三日以内に意見書を添えて、これを抗告裁判所に送付しなければならない。

第四百二十四条 抗告は、即時抗告を除いては、裁判の執行を停止する効力を有しない。但し、原裁判所は、決定で、抗告の裁判があるまで執行を停止することができる。

第四百二十五条 即時抗告の提起期間内及びその申立があつたときは、裁判の執行は、停止され

る。

第四百二十六条 抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定で抗告を棄却しなければならない。

抗告が理由のあるときは、決定で原決定を取り消し、必要がある場合には、更に裁判をしなければならない。

第四百二十七条 抗告裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第四百二十八条 高等裁判所の決定に対しても、抗告をすることはできない。

即時抗告をすることができる旨の規定がある決定並びに第四百十九条及び第四百二十条の規定により抗告をすることができる決定で高等裁判所がしたものに対する抗告をすることができる。その申立をすることができる。

前項の異議の申立てに関する抗告には、抗告に関する規定を準用する。即時抗告をすることができる旨の規定がある決定に対する異議の申立てに関する抗告には、即時抗告に関する規定をも準用する。

第四百二十九条 裁判官が次に掲げる裁判をした場合において、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しても管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してもその裁判官所属の裁判所にその裁判の取消し又は変更を請求することができる。

一 忌避の申立てを却下する裁判
二 勾留、保釈、押収又は押収物の還付に関する裁判
三 鑑定のため留置を命ずる裁判

第四十一条 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人に対して過料又は費用の賠償を命ずる裁判

五 身体の検査を受ける者に対して過料又は費用の賠償を命ずる裁判

第四百二十条 第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第四百二十二条 第二百二十四条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による措置に関する裁判に対しても、当該措置に係る者が第二百一条の二第一項第一号又は

第二号に掲げる者に該当しないことを理由として第一項の請求をすることができない。

第一項の請求を受けた地方裁判所又は家庭裁判所は、合議体で決定をしなければならない。

第一項第四号又は第五号の裁判の取消し又は変更の請求は、その裁判のあつた日から三日以内にしなければならない。

前項の請求があつたときは、裁判の執行は、停止される。

檢察官又は検察事務官のした第三十九条第三項の処分又は押収若しくは押収物の還付に不服がある者は、その檢察官又は検察事務官が所属する檢察庁の対応する裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

司法警察職員のした前項の処分に不服がある者は、司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

前二項の請求については、行政事件訴訟に関する法令の規定は、これを適用しない。

第四百三十三条 第二条の請求をするには、請求書を管轄裁判所に差し出さなければならない。

第四百三十四条 第四百二十四条、第四百二十六条及び第四百二十七条の規定は、第四百二十九条及び第四百三十条の請求があつた場合にこれを準用する。

この法律により不服を申し立てることができない決定又は命令に対しても、第四百五十五条に規定する事由があることを理由とする場合に限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

前項の抗告の提起期間は、五日とする。

前定のある場合を除いては、前条第一項の抗告についてこれを準用する。

第四百三十五条 再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これをすることができる。

第四編 再審

一 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。

二 原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。

三 有罪の言渡を受けたときに限る。

四 原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。

五 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。

六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。

七 原判決に関与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした檢察官、檢察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。

第四百三十六条 再審の請求は、左の場合において、控訴又は上告を棄却した確定判決に対しても、その言渡を受けた者の利益のために、これをすることができます。

一 前条第一号又は第二号に規定する事由があるとき。

二 原判決又はその証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官について前条第七号に規定する事由があるとき。

第一審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しても、再審の請求をすることはできない。

第一審又は第二審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、上告棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

第四百三十七条 前二条の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができる。但し、証拠がないという理由によつて確定判決を得ることができないときは、この限りでない。

第四百三十八条 再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。

一 檢察官

二 有罪の言渡を受けた者

三 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人

四 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

第五百三十五条第七号又は第四百三十六条第一項第一号に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた場合には、檢察官でなければこれをすることができない。

第四百四十条 檢察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

前項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。

第四百四十二条 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する檢察官は、再審の請求についての裁判があるので刑の執行を停止することができます。

第四百四十三条 再審の請求は、これを取り下げることができる。

再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。

第四百四十四条 第三百六十六条の規定は、再審の請求及びその取下についてこれを準用する。

第四百四十五条 再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の理由について、事実の取調をさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第四百四十六条 再審の請求が法令上の方程式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。

第四百四十七条 再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。

前項の決定があつたときは、何人も、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることはできない。

第四百四十八条 再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。

再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

第四百四十九条 控訴を棄却した確定判決とその判決によつて確定した第一審の判決とに対する再審の請求があつた場合において、第一審裁判所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第一審又は第二審の判決に対する上告を棄却した判決とその判決によつて確定した第一審又は第二審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が再審の判決をしたときは、上告裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第四百五十条 第三百四十六条、第四百四十七条第一項、第四百四十八条第一項又は前条第一項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第四百五十二条 裁判所は、再審開始の決定が確定した事件については、第四百四十九条の場合を除いては、その審級に従い、更に審判をしなければならない。

左の場合には、第三百三十九条第一項第四号の規定は、前項の審判にこれを適用しない。

二 有罪の言渡を受けた者が、再審の判決がある前に、死亡し、又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込がないとき。

前項の場合には、被告人の出頭がなくとも、審判をすることができる。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。

第二項の場合において、再審の請求をした者が弁護人を選任しないときは、裁判長は、職權で弁護人を附しなければならない。

第四百五十二条 再審においては、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第四百五十三条 再審において無罪の言渡をしたときは、官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならない。

第五編 非常上告

第四百五十四条 檢事総長は、判決が確定した後その事件の審判が法令に違反したことを見出したときは、最高裁判所に非常上告をることができる。

第四百五十五条 非常上告をするには、その理由を記載した申立書を最高裁判所に差し出さなければならない。

第四百五十六条 公判期日には、検察官は、申立書に基いて陳述をしなければならない。

第四百五十七条 非常上告が理由のないときは、判決でこれを棄却しなければならない。

第四百五十八条 非常上告が理由のあるときは、左の区別に従い、判決をしなければならない。

一 原判決が法令に違反したときは、左の区別に従い、判決をしなければならない。

二 訴訟手続が法令に違反したときは、その違反した手続を破棄する。

第四百五十九条 非常上告の判決は、前条第一号但書の規定によりされたものを除いては、その効力を被告人に及ぼさない。

第四百六十一条 裁判所は、申立書に包含された事項に限り、調査をしなければならない。

裁判所は、裁判所の管轄、公訴の受理及び訴訟手続に関しては、事実の取調をすることができる。この場合には、第三百九十三条第三項の規定を準用する。

第六編 略式手続

第四百六十二条 簡易裁判所は、検察官の請求により、その管轄に属する事件について、公判前、略式命令で、百万円以下の罰金又は科料を科することができる。この場合には、刑の執行猶予をし、没収を科し、その他付随の処分をすることができる。

第四百六十二条の二 檢察官は、略式命令の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、略式手続を理解させるために必要な事項を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げた上、略式手続によることについて異議がないかどうかを確めなければならぬ。

被疑者は、略式手続によることについて異議がないときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。

第四百六十二条 略式命令の請求は、公訴の提起と同時に、書面でこれをしなければならない。

前項の書面には、前条第二項の書面を添附しなければならない。

第四百六十二条の二 檢察官は、略式命令の請求をする場合において、その事件について被告人との間で第三百五十条の二第一項の合意があるときは、当該請求と同時に、合意内容書面を裁判所に差し出さなければならない。

前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならない。

第四百六十三条 第三百六十二条の請求があつた場合において、その事件が略式命令をすることができないものであり、又はこれをすることが相当でないものであると思料するときは、通常の規定に従い、審判をしなければならない。

檢察官が、第四百六十二条の二に定める手続をせず、又は第四百六十二条第二項に違反して略式命令を請求したときも、前項と同様である。

裁判所は、前項の規定により通常の規定に従い審判をするときは、直ちに検察官にその旨を通知しなければならない。

検察官は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、裁判所に対し、被告人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出しなければならない。

第一項及び第二項の場合には、第二百七十二条及び第二百七十二条の二の規定の適用があるものとする。この場合において、第二百七十二条第一項中「公訴の提起」とあるのは「第四百六十三条第四項による起訴状の謄本の提出」と、同条第二項中「公訴の提起が」とあるのは「第四百六十三条第三項の規定による通知が」と、第二百七十二条第二項中「公訴の提起において、裁判所に対し、起訴状とともに」とあるのは「第四百六十三条第三項の規定による通知を受けた後速やかに、裁判所に対し」とする。

前項において読み替えて適用する第二百七十二条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出は、第三百三十八条（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、公訴の提起においてされたものみなす。

第四百六十三条の二 前条の場合を除いて、略式命令の請求があつた日から四箇月以内に略式命令が被告人に告知されないときは、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失う。

前項の場合には、裁判所は、決定で、公訴を棄却しなければならない。略式命令が既に検察官に告知されているときは、略式命令を取り消した上、その決定をしなければならない。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百六十四条 略式命令には、罪となるべき事実、適用した法令、科すべき刑及び附隨の処分並びに略式命令の告知があつた日から十四日以内に正式裁判の請求をできる旨を示さなければならない。

第四百六十五条 略式命令を受けた者又は検察官は、その告知を受けた日から十四日以内に正式裁判の請求をすることができる。

第四百六十六条 正式裁判の請求は、第一審の判決があるまでこれを取り下げることができる。

第四百六十七条 第三百五十三条、第三百五十五条乃至第三百五十七条、第三百五十九条、第三百六十条及び第三百六十二条乃至第三百六十五条の規定は、正式裁判の請求又はその取下についてこれを準用する。

第四百六十八条 正式裁判の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

正式裁判の請求を適法とするときは、通常の規定に従い、審判をしなければならない。

前項の場合においては、略式命令に拘束されない。

検察官は、第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとされた場合において、起訴状に記載された第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

前項の規定による求めは、第二百七十二条の二第一項の規定による求めとみなして、同条第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「公訴の提起において、裁判所に対し、起訴状とともに」とあるのは、「速やかに、裁判所に対し」とする。

第四百六十三条第六項の規定は、前項において読み替えて適用する第二百七十二条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出について準用する。

第四百六十九条 正式裁判の請求により判決をしたときは、略式命令は、その効力を失う。

略式命令が効力を失つたときは、第三百四十五条の二の規定による決定及び第三百四十五条の三において読み替えて準用する第三百四十二条の八第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による決定に係る勾留状は、その効力を失う。

第四百七十一条 略式命令は、正式裁判の請求期間の経過又はその請求の取下により、確定判決と同一の効力を生ずる。正式裁判の請求を棄却する裁判が確定したときも、同様である。

第七編 裁判の執行

第一章 裁判の執行の手続

第四百七十二条 裁判の執行は、この法律に特別の定のある場合を除いては、確定した後これを執行する。

第四百七十三条 上訴の裁判又は上訴の取下により下級の裁判所の裁判を執行する場合には、上訴裁判所に対応する検察官がこれを指揮する。但し、訴訟記録が下級の裁判所又はその裁判所に対応する検察官がこれを指揮する場合は、この限りでない。

上訴の裁判又は上訴の取下により下級の裁判所の裁判を執行する場合は、上訴裁判所に対応する検察官がこれを指揮する。但し、訴訟記録が下級の裁判所又はその裁判所に対応する検察官がこれを指揮する。但し、訴訟記録が下級の裁判所又はその裁判所に対応する検察官がこれを指揮する。

第四百七十四条 二以上の主刑の執行は、罰金及び科料を除いては、その重いものを先にする。但し、検察官は、重い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができる。

第四百七十五条 死刑の執行は、法務大臣の命令による。

前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出がされその手続が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間は、これをその期間に算入しない。

第四百七十六条 法務大臣が死刑の執行を命じたときは、五日以内にその執行をしなければならない。

第四百七十七条 死刑は、検察官、検察事務官及び刑事施設の長又はその代理者の立会いの上、これが執行しなければならない。

第四百七十八条 死刑の執行に立ち会つた検察事務官は、執行始末書を作り、検察官及び刑事施設の長又はその代理者とともに、これに署名押印しなければならない。

第四百七十九条 死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する。

死刑の言渡を受けた女子が懷胎しているときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する。

前項の規定により死刑の執行を停止した場合には、心神喪失の状態が回復した後又は出産の後に法務大臣の命令がなければ、執行することはできない。

第四百八十五条 第二項の規定は、前項の命令についてこれを準用する。この場合において、判決確定の日とあるのは、心神喪失の状態が回復した日又は出産の日と読み替えるものとする。

第四百七十九条の二 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者について、刑法第十二条第二項の規定による拘置若しくは拘禁刑の執行が開始されたとき、又は当該判決に係る刑の執行を受けることがなくなつたときは、当該者に対しては、第三百四十二条の二（第四百四条（第四百四十二条）において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）において準用する場合を含む。

第四百八十五条の二において同じ。）の規定は、適用しない。

第四百八十条 拘禁刑又は拘留の言渡しを受けた者が心神喪失の状態にあるときは、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察官又は刑の言渡しを受けた者の現在地を管轄する地方検察官の指揮によつて、その状態が回復するまで執行を停止する。

第四百八十二条 前項の規定により刑の執行を停止した場合には、検察官は、刑の言渡を受けた者を監護義務者又は地方公共団体の長に引き渡し、病院その他の適当な場所に入れさせなければならない。

刑の執行を停止された者は、前項の処分があるまでこれを刑事施設に留置し、その期間を刑期に算入する。

第四百八十二条 拘禁刑又は拘留の言渡しを受けた者について次に掲げる事由があるときは、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察官又は刑の言渡しを受けた者の現在地を管轄する地方検察官の指揮によつて執行を停止することができる。

一 刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできないおそれがあるとき。

二 年齢七十年以上であるとき。

三 受胎後百五十日以上であるとき。

四 出産後六十日を経過しないとき。

五 刑の執行によつて回復することができない不利益を生ずるおそれがあるとき。

六 祖父母又は父母が年齢七十年以上又は重病若しくは不具で、他にこれを保護する親族がないとき。

七 子又は孫が幼年で、他にこれを保護する親族がないとき。

八 その他重大な事由があるとき。

第四百八十三条 第五百条に規定する申立の期間内及びその申立があつたときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行は、その申立についての裁判が確定するまで停止される。

第九十五条第六項	第九十六条第一項第二号及び第六号	第九十八条第一項及び第二項	第九十八条の二
被 告 人	被 告 人	被 告 人	被 告 人
拘置されている者の拘置の執行停止をされる者	拘置の執行停止をされている者	拘置の執行停止を取り消された者がその者に	拘置の執行停止を取り消された者が、正当な理由がなく、当該期間の終期として指定された日時に、出頭すべき場所として指定された場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。
被 告 人	被 告 人	被 告 人	被 告 人
拘 置 状	指 定 し た 場 所	第三百四十五条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）ににおいて準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者	第四百九十四条の九 期間を指定されて拘置の執行停止をされた者が、正当な理由がなく、当該期間を超えて制限された住居を離れてはならない旨の条件を付されて拘置の執行停止をされた者が、当該条件に係る住居を離れ、当該許可を受けないで、正当な理由がなく、当該期間を超えて当該住居に帰着しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。
裁 判 所		第四百九十四条の十 第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所の許可を受けないで指定された期間を超えて制限された住居を離れてはならない旨の条件を付されて拘置の執行停止をされた者が、当該条件に係る住居を離れ、当該許可を受けないで、正当な理由がなく、当該期間を超えて当該住居に帰着しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。	第四百九十四条の十一 拘置の執行停止を取り消され、検察官から出頭を命ぜられた者が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。
第五十九条	第五十九条ただし勾留状	第五十九条、第六十二条、第六十四条、第六十六条、第六十七条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項及び第三項、第七十四条並びに第七十五条の規定（これらの規定のうち勾引に関する部分に限る。）は、前項の規定による勾引について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第四百九十四条の十二 第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定をした裁判所は、第四百九十四条の六に規定する手続のため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定で、当該第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者に対し、指定する日時及び場所に出頭することを命ずることができる。
第五十九条	第五十九条、第六十四条	第五十九条、第六十七条第一項及び第三項、第六十七条第三項、第七十三条第一項及び第三項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項、第十五条	前項の規定による決定をした裁判所は、当該決定を受けた者が、正当な理由がなく、これに応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その者を同項の規定により指定した場所に勾引することができる。
第五十九条	第五十九条ただし勾留状	第五十九条、第六十七条第一項及び第三項、第六十七条第三項、第七十三条第一項、第十五条	第五十九条、第六十二条、第六十四条、第六十六条、第六十七条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項及び第三項、第七十四条並びに第七十五条の規定（これらの規定のうち勾引に関する部分に限る。）は、前項の規定による勾引について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

十五条第一項から第三項まで及び第四項本文、第一百二十九条、第一百三十三条、第一百三十七条から第一百四十条まで並びに第二百二十二条第四項及び第五項の規定は、裁判所又は裁判官が第五百十一条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。この場合において、第九十九条第一項中「証拠物又は没収すべき物」とあり、及び第一百十九条中「証拠物又は没収すべきもの」とあるのは「裁判の執行を受ける者若しくは裁判の執行の対象となるものの所在若しくは状況に関する資料又は裁判の執行の対象となるものを管理するために使用されている物」と、第一百条第一項、第一百二条、第一百五条ただし書、第一百八条第一項ただし書、第一百十三条第三項及び第一百三十七条第一項中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第一百条第二項並びに第一百二十三条第一項及び第三項中「被告事件」とあり、並びに第一百条第三項ただし書中「審理」とあるのは「裁判の執行」と、第一百一十五条第四項ただし書中「裁判所」とあるのは「裁判所又は第五百十一条第六項において準用する第一項の規定による嘱託をした裁判官」と、第一百二十二条第四項中「検察官、検察事務官又は司法警察職員」とあるのは「検証状を執行する者」と読み替えるものとする。

第一百六条及び第一百十七条の規定は、裁判所又は裁判官が第五百十一条の規定によつてする差押え、記録命令付差押え又は捜索について準用する。

第七十一条の規定は、第五百十一条第一項の令状の執行について準用する。

第四百九十九条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項及び第六項において読み替えて準用する。

第五百十四条 檢察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に關して必要があると認めるときは、裁判の執行を受ける者その他の者の出頭を求め、質問をし、又は裁判の執行を受ける者以外の者に鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

第五百十五条 前条の規定による鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第一百六十八条第一項に規定する处分をることができる。

検察官が前条の規定による鑑定の嘱託をした場合においては、前項の許可の請求は、検察官からこれをしなければならない。

裁判官は、前項の請求を相當と認めるとき、又は裁判所若しくは裁判官が鑑定を嘱託した場合において第一項の許可をするときは、許可状を発しなければならない。

第一百三十二条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百四十条及び第一百六十八条第二項から第四項までの規定は、第一項の許可及び前項の許可状について準用する。この場合において、第一百三十七条第一項中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第一百六十八条第二項中「被告人の氏名、罪名」とあるのは「裁判の執行を受ける者の氏名」と読み替えるものとする。

第五百十六条 檢察官は、検察事務官に第五百八条第一項本文の調査又は同条第二項、第五百九条、第五百十二条若しくは第五百十四条の处分をさせることができる。

附 則

この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

附 則 (昭和二四年五月一八日法律第一一六号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月一一日法律第二四〇号) 抄
この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

第十一条

附 則（昭和二七年七月三日法律第一六八号）抄
この法律は、昭和二十七八年八月一日から施行する。

附 則（昭和一八年八月七日法律第一七二号）
この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

3 この附則で、「新法」とは、この法律による改正後の刑事訴訟法をいい、「旧法」とは、従前の刑事訴訟法をいう。

4 新法は、特別の定がある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

5 前項但書の場合において、旧法によつてした訴訟手続が新法にこれに相当する規定があるものは、新法によつてしたものとみなす。

6 新法施行前に正式裁判の請求をした事件で新法施行後にその取下のあつたものの訴訟費用の負担については、新法施行後も、なお従前の例による。

7 新法施行前に正式裁判の請求をした事件で新法施行後も、なお旧法第三百九十三条第一項但書の規定を適用する。

8 新法施行の際すでに控訴趣意書の差出期間を経過した事件の控訴裁判所における事実の取調については、新法施行後も、なお旧法第三百九十三条第一項但書の規定を適用する。

9 新法施行前すでに略式命令の請求があつた事件の略式手続については、なお従前の例による。

10 正式裁判の請求をすることができる期間についても、同様である。

11 前項前段の事件で、被告人に対し略式命令の謄本の送達がなくして新法施行前すでに略式命令の請求があつた日から二箇月を経過したものについては、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失つたものとする。但し、新法施行前すでに裁判所が旧法第四百六十三条の規定により通常の規定に従い審判をすることとした事件及び新法施行前すでに被告人に対し略式命令の謄本が送達された事件については、この限りでない。

12 第七項前段の事件で、新法施行の際略式命令の請求があつた日からまだ二箇月を経過していないものについては、新法第四百六十三条の二の規定の適用があるものとする。この場合には、前項但書の規定を準用する。

13 新法施行の際まだ略式命令の請求をしていない事件であつても、新法施行の際すでに検察官から被疑者に対し略式命令の請求をすることを告げているものについては、これを告げた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることについて被疑者に異議がない場合には、新法第四百六十二条の二及び第四百六十二条第二項の規定にかかるらず、略式命令をすることができる。

（施行期日）
附 則（昭和二八年八月一〇日法律第一九五号）抄

1 この法律の施行期日は、昭和二十八年十一月三十一日までの間ににおいて政令で定める。

附 則（昭和二九年四月一日法律第五七号）抄
1 この法律は、昭和二十九八年八月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。但し、刑法第一条第二項の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六三号）抄
（施行期日）
1 この法律中、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。
附 則（昭和二九年四月三〇日法律第一〇八号）
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和五一年五月二日法律第二三号）
この法律（第一条を除く。）は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和五一年五月二日法律第二三号）
この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとさる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む)並びに附則第二十八条第二項、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一〇〇号)

(施行期日) 第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第六一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年五月二八日法律第六二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(刑事訴訟法第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第三十六条の次に二条を加える改正規定、同法第三十七条の次に四条を加える改正規定、同法第三十八条第一項を改め、同条の次に三条を加える改正規定、同法第五十八条及び第八十九条の改正規定、同法第一百八十七条の次に一条を加える改正規定、同法第一百八十三条に一項を加える改正規定、同法第一百八十三条に一項を加える改正規定、同法第二百三十二条に一項を加える改正規定、同法第二百三十三条の次に一章を加える改正規定、同法第四百三条の次に一条を加える改正規定、同法第四百十三条の次に一条を加える改正規定、同法第五百条の次に三条を加える改正規

定並びに第五百三条及び第五百四条の改正規定に限る。)、第四条、次条並びに附則第三条及び

第九条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条(刑事訴訟法第二百六十七条の次に一条を加える改正規定に限る。)、第二条、第三条(検察審査会法第八条第四号の次に三号を加える改正規定を除く。)並びに附則第七条(附則第三条の規定を読み替えて準用する部分に限る。)及び第八条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

(第一条の規定による刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に裁判所に係属している事件の被告人については、第三十六条の三並びに第三十八条の三の規定は、適用しない。

第二条 司法警察員は、附則第一号に掲げる規定の施行の際現に新法第三十七条の二第一項に規定する事件について逮捕されている被疑者(附則第一号に掲げる規定の施行の日前に検察官に送致する手続をした者を除く。)に対し、速やかに新法第二百三条第三項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるとき又は被疑者が釈放されたときは、この限りでない。

第三条 検察官は、附則第一号に掲げる規定の施行の際現に新法第三十七条の二第一項に規定する事件について逮捕されている被疑者(前項に規定する被疑者を除く。)及び同条第一項に規定する事件について逮捕されている被疑者(前項に規定する被疑者を除く。)及び同条第一項に規定する事件について逮捕されている被疑者(前項に規定する被疑者を除く。)に対し、速やかに新法第二百四条第二項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるときは、被疑者が釈放されたときは、この限りでない。

第四条 検察官は、附則第一号に掲げる規定の施行の際に新法第三十七条の二第一項に規定する事件について勾留状が発せられている被疑者に対し、速やかに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨及び裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(新法第三十七条の三第二項の規定により新法第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならぬ旨を教示しなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるとき又は被疑者が釈放されたときは、この限りでない。

第五条 検察官又は司法警察員は、附則第一号に掲げる規定の施行の日前においても、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について逮捕され、又は勾留状が発せられている被疑者に対し、附則第一号に掲げる規定の施行の日を告げ、その後、勾留を請求され、又は勾留状が発せられている被疑者が貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨及び裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、その勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示することができる。

第六条 検察官又は司法警察員が前項の規定による教示をした被疑者については、当該事件について重ねて前条の規定による教示をすることを要しない。

第七条 新法第二百八十二条の五の規定は、この法律の施行の日前に検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等については、適用しない。

(第二条の規定による刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第一条の規定により新たに同項の請求をすることができることとなり、又は引き続き勾留を請求された場合において同項の請求をすることができることとなる被疑者について準用する。この場

合において、これらの規定中「附則第一条第一号」とあるのは、「附則第一条第二号」と読み替えるものとする。

附 則（平成一六年一二月八日法律第一五六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（経過措置）

第三条 この法律の施行前に犯した罪の公訴時効の期間については、第二条の規定による改正後の刑事訴訟法第二百五十条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一七年五月二五日法律第五〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年六月二二日法律第六六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一八年五月八日法律第三六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一九年五月二三日法律第五四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成一九年五月三〇日法律第六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成一九年六月二七日法律第九五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 第二条及び第三条（検察審査会法第八条の改正規定に限る。）の規定 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の日

附 則（平成一九年六月二七日法律第九五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二〇年七月一日法律第六六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年四月二七日法律第二六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中刑事訴訟法第四百九十九条の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年四月二七日法律第二六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年六月二七日法律第二六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年六月二七日法律第二六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二二年六月三日法律第六一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下

二 第一条（刑事訴訟法第二百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十二条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第二百九十五条の改正規定、同法第二百九十九条の二及び第二百五十五条の改正規定並びに同法第三百五十三条の二第二項及び第三百五十六条の二第二項の改正規定に限る。）及び第三条の規定

三、第三百二十二条の二第二項及び第三百五十六条の二第二項の改正規定に限る。）及び第三条の規定
公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（調整規定）
第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前までの間ににおける第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第二百九十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「被害者等」とあるのは、「被害者等（被害者が死亡した場合は、その心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいふ。以下この条において同じ。）」とする。

第三条 第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第三百六条の五第十一号、第三百六条の十一（第三百六条の五第十一号に係る部分に限る。）及び第二編第三章第三節の規定は、この法律の施行の際に係属している刑事被告事件については、適用しない。この法律の施行の日前判決が確定した刑事被告事件であつてこの法律の施行の日以後再審開始の決定が確定したものについても、同様とする。

（検討等）

第九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十条 政府は、被害者参加人（第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第三百六条の三十三条に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）の委託を受けた弁護士の役割的重要性にかんがみ、資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年七月一日法律第六六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年四月二七日法律第二六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年六月二七日法律第二六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年六月三日法律第六一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二二年六月三日法律第六一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二二年六月三日法律第六一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月三日法律第六一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定、第三条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪处罚法」という。）第七十一条第一項の改正規定、第四条及び第五条の規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における刑事訴訟法第二百五十七条の四第二項の規定の適用については、同項中「以下同じ」とあるのは、「第三百六十六条の十四第二号を除き、以下同じ」とする。

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年六月一九日法律第四九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年一月二七日法律第八六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年六月二十五日法律第七九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二八年六月三日法律第五四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月二五日法律第七九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月三日法律第五四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二七年六月三日法律第五四号）抄

2 裁判所は、前条第三号に掲げる規定の施行の際現に勾留されている被告人（次項に規定する被告人を除く。）に対し、速やかに、第一条による改正後の法第七十七条第二項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

3 裁判所は、前条第三号に掲げる規定の施行の際現に勾留されている被告人（逮捕又は勾引に引き続き勾留されている者に限る。）に対し、速やかに、第一条による改正後の法第七十七条第一項に規定する事項を告げるとともに、同条第二項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

4 第一条による改正後の法第七十六条第三項及び第四項の規定は前条第三号に掲げる規定の施行の際現に勾引状により留置されている被告人に対する第一項の規定による教示について、第一条による改正後の法第七十六条第三項の規定は同号に掲げる規定の施行の際現に勾留されている被告人に対する第二項の規定による教示並びに前項の規定による告知及び教示について、それぞれ準用する。

第三条 裁判所は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前においても、勾引された被告人に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示することができる。この場合においては、第一条の規定による改正前の刑事訴訟法（以下「第一条による改正前の法」という。）第七十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

1 前項の規定による教示をされた被告人については、当該事件について重ねて前条第一項の規定による教示をすることを要しない。

2 前項の規定による教示をされた被告人については、当該事件について重ねて前条第一項の規定による教示をすることを要しない。

3 裁判所は、第三号施行日前においても、第一条による改正前の法第六十一条本文の規定により被告事件を告げられる被告人（勾引に引き続き同条本文の規定により被告事件を告げられる被告人を除く。）又は勾留されている被告人（逮捕又は勾引に引き続き勾留されている被告人を除く。）に対する、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示することができる。

4 前項の規定による教示をされた被告人については、第一条による改正前の法第七十六条第二項の規定を準用する。

5 裁判官は逮捕に引き続き第一条による改正前の法第二百八十条第二項の規定により被告事件を告げられる被告人に對し、裁判所は勾引に引き続き第一条による改正前の法第六十一条本文の規定により被告事件を告げられる被告人又は勾留されている被告人（逮捕又は勾引に引き続き勾留されている被告人に限る。）に對し、それぞれ、第三号施行日前においても、第一条による改正前の法第七十七条第一項に規定する事項を告げるとともに、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示することができる。この場合においては、第一条による改正前の法第七十六条第二項の規定を準用する。

6 前項の規定による告知及び教示をされた被告人については、当該事件について重ねて前条第三項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

7 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

8 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

9 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

10 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

11 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

12 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

13 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

14 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

15 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

16 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

17 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

18 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

19 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

20 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

21 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

22 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

23 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

24 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

25 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

26 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

27 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

28 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

29 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

法を用いた捜査を行うための制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十九年六月二三日法律第七二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第七十七条の二の罪若しくはその未遂罪、旧法第二百四十二条前段十八条の二の罪若しくはその未遂罪の被害者は、この法律の施行の日から刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号。以下この項において「刑事訴訟法等一部改正法」という。）の附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「第四号施行日」という。）の前日までの間は、前条の規定による改正後の刑事訴訟法（次項において「新刑事訴訟法」という。）第一百五十七条の四第一項の規定の適用については同項第一号に掲げる者とみなす。

六第一項の規定の適用については同項第一号に掲げる者とみなす。

附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第二百四十二条第三項の罪又は旧法第二百四十二条の罪若しくはその未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百九十条の二第一項の規定の適用については同項第一号に掲げる事件とみなす。

（施行期日）

附 則（令和元年一二月四日法律第六三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

附 則（令和元年五月一九日法律第三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

附 則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和三年五月一九日法律第三三号）抄

十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百二十二条）第三十五条の改正規定（「条例を含む。」を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

附 則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄

(第九十八条の二及び第九十八条の三に係る部分に限る)、同法第二百八条の二の次に三条を加える改正規定、同法中第二百七十八条の二を第二百七十八条の三とし、第二百七十八条の次に一条を加える改正規定、同法第三百四十三条の次に二条を加える改正規定、同法第三百九十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四百四十二条の次に一条を加える改正規定、同法第七編中第四百七十七条の前に章名を付する改正規定、同法第四百八十四条の改正規定、同法第四百八十三条を加える改正規定、同法第五百二条及び第五百七条の改正規定、同法中同条を第五百八条とし、第五百六条の次に章名及び一条を加える改正規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条、第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第十二条の規定、附則第十三条中刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)第一条第三項の改正規定、附則第十四条及び第十五条の規定、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号)以下「日米地位協定刑事特別法」という)第十三条の改正規定、附則第十七条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法(昭和二十八年法律第二百六十五号)以下「日国連裁判権議定書刑事特別法」という)第五条の改正規定、附則第十九条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十九年法律第二百五十一号)以下「日国連地位協定刑事特別法」という)第五条の改正規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十二条の改正規定(「第四百八十四条」を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分を除く)、附則第二十五条の規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第八八条第三項、第一百二十五条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十六条の十一の項の改正規定(「第二百七十八条の二第二項」を「第二百七十八条の三第二項」に改める部分に限る)、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第一項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)第四百九十二条第七項の改正規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日正規定

四 第一条中刑事訴訟法第二百九十九条第二項の改正規定、同法第二百一条の次に一条を加える改正規定、同法第二百七条の次に二条を加える改正規定、同法第二百八条第一項の改正規定、同法第二百二十四条に一項を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百五十六条の次に一条を加える改正規定、同法第二百七十七条の次に七条を加える改正規定、同法第二百九十条の二第一項、第二百九十二条、第二百九十二条の二、第二百九十九条の三(ただし書第二百九十九条の四、第二百九十九条の五、第二百九十九条の六、第二百九十九条の七及び第三百十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三百十六条の五、第三百十六条の十一、第三百十六条の二十三第三項、第三百四十三条、第三百五十条の二十二、第四百二十九条及び第四百六十三条の改正規定並びに同法第四百六十八条に三項を加える改正規定並びに附則第四条の規定、附則第十六条中日米地位協定刑事特別法第十二条の改正規定、附則第十七条中日国連裁判権議定書刑事特別法第四条の改正規定、附則第十九条中日本国連地位協定刑事特別法第四条の改正規定、附則第二十二条から第二十三条までの規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第一百八条第三項、第一百二十五条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十六条の十の二の項の改正規定(「第二百六十九条」の下に「第二百七十二条の八第一項及び第四項」を加える部分に限る)、附則第三十三条及び第三十四条の規定並びに附則第三十五条のうち刑法等一部改正法第三条中刑事訴訟法第三百四十三条の改正規定の改正規定、公布的日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第一条中刑事訴訟法第一編第八章に二十三条を加える改正規定（第九十八条の四から第九十八条の十一までに係る部分に限る。）及び次条第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

六 第一条中刑事訴訟法第三百四十二条の次に七条を加える改正規定、同法第三百四十五条の次

に三条を加える改正規定、同法第四百三十三条の二の次に二条を加える改正規定、同法第四百六十九条に一項を加える改正規定、同法第四百七十九条の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十三条の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四百九十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第四百九十四条の次に十三条を加える改正規定並びに第三条（第七十二条第一号を削る改正規定を除く。）の規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条第二項、第八条第三項並びに第十一条第一項及び第二項の規定、附則第十三条中刑事補償法第一条第二項の改正規定、附則第十八条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十二条の改正規定（第四百八十四条）を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分に限る。）、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第八十三条第三項の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律第一百七十二条第二号の改正規定、附則第二十九条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法第一百二十五条第三号の改正規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第四百七十九条の改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附則第五条第三項、第六条第三項、第八条第五項から第七項まで、第十条第二項並びに第十三条第三項及び第四項の規定 刑法等一部改正法の施行の日（以下「刑法等一部改正法施行日」という。）

² (この法律の施行の日の前日までの間の読み替え等)
第二条 第一条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下「新刑事訴訟法」という。）目次中「第九十八条の二十四」とあるのは、第三号施行日から前条第五号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第三項において「第五号施行日」という。）の前日までの間は「第九十八条の三」と、第五号施行日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間は「第九十八条の十一」とする。

は、「含む」とする。
3 第五号施行日から施行日の前日までの間ににおける新刑事訴訟法第九十八条の四第二項の規定の適用については、同項中「第九十八条の十一及び第九十八条の十八第三項」とあるのは、「及び第九十八条の十一」とする。

第三条 新刑事訴訟法第九十六条第三項及び第六項（保釈を取り消された者が逃亡した場合に係る保証金の没収等に関する経過措置）

部分に限る。)の規定は、保釈を取り消された者が第三号施行日以後に逃亡した場合における保証金の没収について、適用する。
2 新刑事訴訟法第九十六条第四項の規定は、保釈又は勾留の執行停止をされていいる被告人が第三号施行日以後に逃亡した場合における保釈又は勾留の執行停止の取消しについて、適用する。
3 新刑事訴訟法第九十六条第七項(保釈された者が逃亡した場合(刑の執行のため呼出しを受けた場合を除く。)に係る部分に限る。)の規定は、保釈された者が第三号施行日以後に逃亡した場合における保証金の没収について、適用する。

第四条 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の刑法（以下「従前の例による平成二十九年改正前刑法」という。）第一百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、従前の例による平成二十九年改正前刑法第一百八十二条第三項の罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑

法第一百四十二条の罪若しくはその未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百一条の二第一項及び第二項、第二百七条の二、第二百七条の三第一項（第一号イに係る部分に限る。）並びに第四百二十九条第三項の規定の適用については新刑事訴訟法第二百一条の二第一項、第二百七十二条の五第一項（第一号イに係る部分に限る。）並びに新刑事訴訟法第二百七十二条の二第一項、同条第四項において読み替えて準用する新刑事訴訟法第二百七十二条の六第五項及び第二百七十二条の八第一項並びに新刑事訴訟法第二百七十二条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

（控訴裁判所による出頭命令に関する経過措置）

第五条 指訴裁判所は、第三号施行日以後に判決を宣告する場合にあつては、刑事訴訟法第三百九十条の規定にかかわらず、第三号施行日前においても、拘禁刑以上の刑に当たる罪で起訴されている被告人であつて、保釈又は勾留の執行停止をされているものについて、新刑事訴訟法第三百九十条の二の規定の例により、判決を宣告する公判期日への出頭を命ぜることができる。この場合は、「禁錮」とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、

（出国制限に関する経過措置）
第六条 新刑事訴訟法第三百四十二条の二から第三百四十二条の八まで、第四百三十三条の二、第四百八十三条の二及び第四百八十五条の二の規定は附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下「第六号施行日」という。）以後に拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者について、新刑事訴訟法第三百四十五条の二から第三百四十五条の四まで、第四百三条の四、第四百六十九条第二項、第四百九十二条の二及び第四百九十四条の二から第四百九十四条の二から第四百九十四条の二の四まで、第四百三十三条の四、第四百六十九条第二項、第四百九十二条の二及び第四百九十四条の二から第四百九十四条の二の四までの規定は第六号施行日以後に罰金の裁判の告知を受けた者について、それぞれ適用する。

2 第六号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、第六号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、

（刑事訴訟法に係る罰則に関する経過措置等）

第七条 第三号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における新刑事訴訟法第九十五条の二、第九十五条の三、第九十八条の三、第二百八条の三から第二百八条の五まで、第二百七十七条の二、第三百四十三条の三及び第四百八十四条の二の規定の適用については、これらの規定（新刑事訴訟法第九十五条の三第二項及び第二百八条の四第二項を除く。）中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法施行日以後における刑法等一部改正法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

2 第六号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、第六号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における新刑事訴訟法第四百九十四条の九から第四百九十四条の十一までの規定の適用については、これらの規定（新刑事訴訟法第四百九十四条の十第二項を除く。）中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

第八条 第三号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における新刑事訴訟法第九十六条第四項に規定する拘禁刑以上の刑に処する判決に係る新刑事訴訟法の規定については、同項中「拘禁刑以上」とあるのは「禁錮以上」と、「拘禁刑」とあるのは「懲役又は禁錮の」とする。

2 第三号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における新刑事訴訟法第九十六条第六項及び第七項、第三百四十三条の二、第二百九十九条の二並びに第四百二条の二の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは「禁錮」とする。

3 第六号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、第六号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における新刑事訴訟法第三百四十二条の二、第三百四十二条の三、第三百四十二条の四第二項、第三百四十二条の六第二項、第三百四十二条の八第一項、第四百三条の三、第四百七十九条の二及び第四百八十三条の二、同条において読み替えて適用する新刑事訴訟法第三百四十二条の二、第三百四十二条の四第二項及び第三百四十二条の六第二項並びに新刑事訴訟法第四百八十五条の二の規定の適用については、これらの規定（新刑事訴訟法第四百三条の三第二項を除く。）中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

4 第二号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における新刑事訴訟法第三百四十二条の二の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第二条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年六月一六日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 第二条の規定並びに附則第四条第一項及び第五条の規定 公布の日
一 第三条中刑事訴訟法第三百二十二条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第三百二十三条の改正規定並びに附則第四条第三項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三条中刑事訴訟法第三百二十二条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第三百二十三条の改正規定並びに附則第四条第三項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十九条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則 第一条第四号に定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定による改正前の刑法（以下「旧刑法」という。）第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者は、第三条の規定による改正後の新刑事訴訟法（以下「新刑事訴訟法」という。）第一百五十七条の六第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる者とみなす。

3 第一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百九十九条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる事件とみなす。

4 第一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪は、新刑事訴訟法第三百十六条の三第三項の規定の適用については、同項第二号に掲げる罪とみなす。

（刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 第二号施行日からこの法律の施行の日（次条第二項及び附則第十一条第二項において「施行日」という。）の前日までの間における第二条の規定による改正後の新刑事訴訟法（以下この項及び次条において「第二条改正後刑事訴訟法」という。）第一百五十七条第三項及び第四項の規定の適用については、刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の刑法（以下この条において「従前の例による平成二十九年改正前刑法」という。）

